

壮警町議会決算審査特別委員会会議録

平成28年9月15日（木曜日）

○付託議件 議案第69号 平成27年度壮警町各会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（8名） 議長は職務のため出席

委員長	毛利 爾 君	委員	加藤 正志 君
副委員長	森 太郎 君	〃	高井 一英 君
委員	佐藤 恣 君	〃	長内 伸一 君
〃	菊地 敏法 君	議長	松本 勉 君
〃	真鍋 盛男 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	佐藤 秀敏 君
副 町 長	杉村 治男 君
教 育 長	田鍋 敏也 君
会計管理者	小松 正明 君
総務課長（兼）	作田 宏明 君
企画調整課長	庵 匡 君
税務財政課長	上名 正樹 君
住民福祉課長	小林 一也 君
経済環境課長（兼）	阿部 正一 君
商工観光課長	齊藤 英俊 君
建設課長	工藤 正彦 君
生涯学習課長	山本 貴浩 君
選管書記長（兼）	作田 宏明 君
農委事務局長（兼）	阿部 正一 君
監委事務局長（兼）	齋藤 誠士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋藤 誠士 君
---------	---------

◎開議の宣告

○毛利委員長 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○毛利委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において佐藤恣委員、菊地敏法委員を指名いたします。

◎議案第69号

○毛利委員長 議案第69号 平成27年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を受けます。まず、一般会計歳入全体について。

○加藤委員 初めに、分担金及び負担金についてお伺いしたいと思います。

今回も11万6,328円という不納欠損額が記載されておりますけれども、どのような内容に基づいて不納欠損を処理したのか。また、歳入全体につきまして今後時効も含む不納欠損処理に準ずるものはほかに考えられるものがあるのかお伺いしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ただいま委員のご質問がありました不納欠損処理に係る分につきましては、保育料の過年度滞納繰り越し分に係る不納欠損処理というものでございまして、これについては私のほうから答弁をさせていただきます。

保育料、平成9年度に発生をしました保育料に係る滞納繰り越し分ということでございます。平成9年度からおよそ20年近くたちますが、途中平成20年の6月に当該滞納者のほうから滞納金の一部が町のほうに支払われたという経緯がございまして、それからもう27年度末でおおむね8年近い時間がたつということでございます。地方自治法の236条のほうで金銭の給付に係る時効についての規定が設けられています。時効に関し、他の法律に定めがあるものを除くほか、地方公共団体の金銭給付を目的とする件については、5年間行使しない場合は時効により消滅するというもので、こちらは時効の援用を要しないものというふうに規定をされております。滞納債権の入金があつてから5年以上経過しているということがございましたので、平成27年度末をもって滞納繰り越し分についての不納欠損処理をしたということでございます。

あと、その他保育料に係る分の滞納繰り越し分については、今回処理をしたもの以外にはございません。

○副町長 歳入全体にわたっての今後の不納欠損の処理の考え方ということのご質問ですので、私のほうからお答えさせていただきますが、ほかに各担当課のほうでそれぞれ未収金等が発生しているものもございまして、それらは、先ほど答弁したとおり5年間という

時効の適用がありますので、なるべくその制度にかからないような対応はしているつもりではおりますが、どうしても場合によっては亡くなっている方ですとか居所不明になっている者等々ありますので、そういった方々については今後不納欠損の処理もされる可能性はあるということでご承知いただければと思います。

○佐藤委員 今不納欠損金についての質疑が交わされましたけれども、私がこの委員会に出席したのは平成 23 年の年ですので、22 年の決算から携わっておりますけれども、22 年の年には町民税だとか固定資産税合わせて 268 万円の不納欠損が計上されました。その後、23 年度がピークでしたけれども、423 万円、24 年度からはどんどん、どんどん減って、この決算書で 27 年度は 4 万 8,000 円まで激減しております。これについては、やはりこの税務に携わる職員の皆さんがいろいろと努力され、苦労しながら努力されたのではないかと思います。そういう面で、不納欠損金を少なくするためにどのような努力をされたか。やはりこれは町民の皆さんにも知ってもらう必要があるのではないかと思います。また、24 年度から減ったというのは、滞納者に対する差し押さえを実施したということですね、これが大きな要因でないかと思いますけれども、27 年度において差し押さえの執行状況ですね、もし執行していればその実績について伺いたいと思いますし、その執行した結果、そのお金ですね、執行した金額はどの税に充当したのか。それから、動産だとか不動産など、インターネット見ていると壮瞥町ではインターネットで公売をしております。もしも 27 年度差し押さえ物件の中でインターネットで公売をした実績があれば、その内容についても伺いたいと思います。

以上、3 点です。

○税務財政課長 ご答弁申し上げます。

何点かあったかと思いますが、まず最初に不納欠損を生じさせないために取り組んでいる活動内容ですけれども、基本的には 5 年間何もしないで単純時効させるというようなことにはないように、滞納処分を行ったり時効の中断をして、そういう単純時効が起きないようにしていたりとか、ただ生活保護とかで 3 年間滞納処分停止によって不納欠損をどうしても生じてしまう場合もあるのですけれども、今回の部分も居所不明でどうしても財産が見つからないですとか、そういうことで不納欠損になってしまったのですけれども、基本的にはそういうことができるだけ少なくなるように時効の管理をしております。

あと、それから差し押さえの実績ですけれども、27 年度につきましては預金の差し押さえが 19 名で 20 件、金額としましては 41 万 5,000 円、それから給与の差し押さえが 3 名、12 件で 38 万円、あと国税還付金の差し押さえが 16 名、17 件で 23 万円、それから年金の差し押さえが 3 名、14 件で 47 万円、それから不動産の差し押さえが 2 名、2 件で 32 万 8,000 円、それから生命保険が 1 名、1 件で 4 万 2,000 円、その他 4 名、4 件で 21 万 1,000 円ありまして、合計で 48 名、70 件で大体 207 万 6,000 円の差し押さえの実績があります。この差し押さえたものを税目別に言いますと、住民税で 31 名で 62 万 8,000 円、固定資産税で 10 名で 50 万 4,000 円、軽自動車税が 9 名で 6 万 4,000 円、あと国保税にも入れてい

ますが、39名で88万円となっております。

それから、最後、インターネット公売の実績ですけれども、27年度におきましてはマンション1件公売しておりまして、69万円で落札されておりまして、滞納町税が完納となっております。

以上です。

○毛利委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、歳出について、事項別明細書、ページごとに受けます。21ページから。

○松本議長 一般管理事業、負担金補助及び交付金になると思いますが、道からの職員派遣にかかわることでありまして、27年末まで道から派遣をいただいて、これは農業関係でありますけれども、長流川ですとか洞爺湖の水利権の処理、これは10年ごとにすべきところを放置していたということの処理を進めると。それから、用排水路の農業基盤の老朽化したところの調査、あるいは幸内地区とか蟠溪地区の農地整備ですね、その手続、あるいは多面的機能支払制度の手続、多面的にわたって業務の支援をいただいたわけですけれども、ことしの予算の際にも確認をしたのでありますけれども、道からある意味スペシャリストというのでしょうか、有能な職員を派遣いただいて、本来すべき業務を推進するということに来ていただいて進めていたという経緯を聞きましたけれども、例えば水利権でいうとまだ12件やり残しがあるというような話もございましたが、確認でその後新たに担当の方が見えているようでもありますけれども、言いたいのはその職員の派遣によって応援いただいて事業を進めることはいいことであろうと思いますし、それに対して否定的なわけではないのですが、問題は行政として自分がすべきこと、すべき業務を停滞起こしてはいけないということで、それを人の手をかりてだめというわけではありませんけれども、本来すべき業務がどれだけ進んだのかということの確認でありまして、人がかわってどうのこうのということではなくて、行政として本来進めるべき、先ほど言ったような業務の進捗について、現状でいかなものかということの確認であります。

○経済環境課長 それでは、経済環境関係なので、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

今議長のご指摘のとおり、道職員の派遣ということで、平成25年度から27年度まで北海道からの派遣職員に来ていただきまして、今お話あったとおり洞爺湖と長流川の農業水利権の更新手続ですとか、あと町内農業基盤施設が老朽化しているということで、その更新のための実態調査、改修事業の実施ということで派遣いただいております。本来は26年度までということだったのですが、1年延長して27年度までということでした。ただ、それでも農業水利権の手続、そして老朽化した施設の更新に積み残しがあるということで、改めて今年度から2年間派遣をして来ていただいているということでございます。

それで、進捗状況ということだったのですけれども、議長おっしゃったとおり農業水利

権の更新では12件がありまして、今現在7件ほどまだ積み残しがございまして、今も手続を進めている最中でございます。また、農業基盤の施設につきましては、更新が必要な箇所というのを大体19カ所ほど選定をしていただきまして、27年度までに完了した箇所が3カ所で、今年度は4カ所実施して、完了したのものもあるし、これから実施というものもありまして、今回は4カ所予定しております。実施に当たっては、基盤促進整備事業ですとか地域づくり交付金なんかを生かして進めているという状況でございます。今現在持っている事業としては、そのような形になっております。

以上でございます。

○松本議長 ほぼ了解いたしました。

以前に、皮肉ではないのですが、そういった意味ではないのですけれども、外部から有能な方が来ないと進めないのかというような話をしましたけれども、具体の事務の進め方をご本人に聞いたとき、例えば道庁の赤れんがの地下の資料室に土日を利用して通って、そこで古い古文書のような資料を探ったり、そんなこともしていたと。そうなりますと、一地方自治体の職員だけではなかなか進められない、ないしは人の手をかりたり人脈を使ってそういった情報収集をするというようなことまでしたそうでありますから、なかなか一自治体では進められないのかもしれないかもしれません。ただ、10年ごとに更新すべきことを放置したというのが最大の原因だったと思われまますので、今後もですが、応援していただいて、その期間を決めて進めるのは当然必要なことだと思うのですが、その際に、前も言いましたけれども、そのいる間にノウハウというのでしょうか、進め方というのでしょうか、取り扱いの要点のようなところをぜひ習得されて、自前で次からは忌憚のないように事業を進めるようにしていただきたいと期待するわけではありますが、その点についてお伺いします。

○副町長 予算委員会の際にも同様の質問をいただきまして、お答えをさせていただきましたが、基本的には事務事業が停滞しないようにというのが行政側としては大前提であります。今回の水利権の関係のものについては、昭和の時代の積み残しがあったということで、平成5年当時、私が産業振興課という時代にかかわっていたことですから、当時水利権の集約化を図るということで事業を当時も行っておりましたけれども、当時は各施設の作工物等の書類が不備であるということで道から返されたという経緯もありますから、そういった観点でその後うまく引き継ぎがされていなかったのかなということもございまして、そういった観点で考えればやはり役場内部の手続のまずさがあったのかなというふうには思っております。そういった意味で、今回北海道から応援をいただいて、事務を進めていただいておりますので、事務に遺漏のないように進めていきたいという思いでおります。

○毛利委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、22ページ。

○森委員 私は、総務費の一般管理費、委託料についてお伺いしたいと思っております。

新規事業でたしか委託料で人事評価導入支援業務ということで予算措置されまして、この予算措置をして職員研修事業が人事評価の支援を具体的に進めていったと思うのですが、その内容と成果といいますか、職員研修等が実施されているのであれば、その内容についてお伺いしたいと思います。

それとあわせて、諸費、一般管理の報酬という部分で、これも昨年の予算説明の中で新規で政策評価アドバイザー事業を実施するというので増額があったのですが、私見たところその部分の事業が何か実施されていないような感じがするのですが、その辺の内容についてお伺いしたいと思います。

○総務課長 2点ほどご質問があったと思うのですが、まず人事評価のほうについては私のほうからご説明させていただきます。

確かに委員おっしゃるように、委託料として人事評価支援業務委託料という形で計上させていただいて、執行させていただきました。委託の内容についてでございますが、まず今回の委託については3点ほど業務内容としてございました。まず、1点目が制度の運用支援、それとあと目標設定研修、それと評価者研修の3点で実施しております。

それぞれの内容についてですが、まず制度運用支援というのは委託業者に今まで過去に人事評価やってございました。その部分について、制度に関して指摘事項というか、あとはアドバイス等を受けております。また、その辺内容としましては、例えば評価点の配分の仕方とか、全職員が同じような配分の仕方であって、それが問題というか、どうなのだろうかというご指摘とか、あとは能力評価点で、例えば点数が3段階とか、その辺が適正なのかとか、そういう細かい点のご指摘や、あと今まで使っていたシートですね、結局評価シートというのがございまして、その辺の部分においてやはり今パソコン等でかなり簡便化できるとか、少しでも職員の負担軽減をするようアドバイスを受けておりました。また、それをもとに指摘事項やアドバイス、また国の報告書、それと道の人事評価を参考に、町が独自にそれらを生かして今回シートを作成、人事評価のマニュアルとシート等を作成しているというところでございます。

それと、次の目標設定研修というお話でございますが、これは全職員を対象に今回の人事評価においては目標設定というのが一番のキーポイントでございまして、人事評価制度においては職員が組織目標を明確に意識してマネジメントすること、それが大事だということで、それぞれ個々に目標を設定することとなっておりますので、それをどのようにして考えていくのかというのを講師を招いて全職員2回に分けて研修をしていくという形と、それともう一点、評価者研修というのがありまして、評価者というのが課長職及び副町長、町長となるのですけれども、その部分で人事評価がシート等を行ったときに上がってきたものを適正に評価できるのかどうか、その評価の仕方はどういうものなのかというのを研修、例えばビデオを見ながらこういう形のときにあなたはどう評価しますかというような判例を見ながら課長職は研修を実施したと。この3点がメインとして今回の委託についてやった内容でございます。

○企画調整課長 2点目の政策評価アドバイザーに関しましては、企画調整課のほうからご答弁をさせていただきます。

このアドバイザーにつきましては、行政評価委員会の中に、今は町民だけで構成しているのですが、その中に入って外部からの視点で政策を評価したり、あるいはその作業の助言をしたりということを想定をして予算措置をしたのですが、結論からいいますと27年度についてはこの予算は執行されておりません。理由といたしましては、従前からこの議会の中でも政策評価の手法というかあり方というか、それをもう一度整理をしたらどうですかというようなご意見をいただいております、それに伴って検討をしていたと、内部で検討していたということと、ちょうど地方創生事業が始まりまして、地方創生の中でも政策評価の導入について義務づけられて、ではその整合性をどうとるかというような、そういった検討をしておりました。最終的に27年度は、一度行政評価委員会を開催しておりますが、その際にはこういったアドバイザーを入れませよということの確認と、それから評価手法の改正について町民の皆さんで協議をしたということだったので、その段階ではアドバイザーをあえて入れませんでした。そのために未執行となっております。作業は全般おくれではいるのですが、今年度につきましては既に9月の最終週に行政評価委員会を設定しております、地方創生事業について評価作業を行う予定です。また、そこには想定していたアドバイザーの方も参画をしていただくことになっております、1年おくれにはなりませんが、今後は適正にこの委員会を活用して事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員 22ページの2番の文書広報費について考え方をお聞きしたいと思います。といますのは、壮瞥の広報はほかの町村と逆行して、ほかの町村はカラー化が進んでいる中、黒一色のものになっていきました。これは、経済的な面を考慮してだと思えます。これは、構いません。カラー化するよりも、内容の充実が私はまさるのでないかと考えております。けれども、その中にこのような町のカレンダーというのがカラーで印刷されているのです。この町のカレンダーに載せる基準ですね、これはどのようにになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

ちょっとご質問の前に、ことしから、実は5月号から黒に色を変えていますが、費用的な理由ではなくて、見やすさのほうです。費用的には余り変わっておりません、ごらんになっている方から緑と白だとちょっと見づらいというご指摘をいただいていたというのが理由でございます。

ご質問の趣旨のことではございますが、町のカレンダーにつきましては基本的には広報等で掲載をしている事業で、そういったものを集めておまして、おおむね町であったり公共的団体であったり、そういったところが主催する事業をできるだけ拾って一覧にしているという状況でございます。

以上です。

○佐藤委員 公共的な町の事業ですね、わかりました。

そこで、例えば8月15日に壮警町の戦没者慰霊祭、追悼式行われましたけれども、これは町の事業としてやったと思いますけれども、それは記載されておりませんでした。また、特に9月号のものを見ますと、3月のときには3月の定例会についてはずっと入っていたのですけれども、今回入っていないだとか、それから町が関係する町村と共催で行っている行事、例えば第29回北海道ツーデーマーチですね、これは10日と11日も行われましたけれども、これが入っていない。また、実は昨夜山美湖でコンサートを行いました。この中で鑑賞された方もいらっしゃると思いますけれども、実は今までにない方法で座席指定席方式をとってやったのです。そうしましたら、289枚の前売り券が売れました。そして、鑑賞に来た人は288名でした。今までにない盛況で、それに出演者が感動したのかどうかわかりませんが、2時間の予定のプログラムが2時間35分まで延長して演奏してくれたのです。そういう、これは私が関係しているのですけれども、山美湖のボランティア、実行委員会が町の援助を受けて行っている事業ですけれども、そういうものも欠けているだとか、それからきょう実は室蘭のほうに高齢者大学に行っていると思います。毎月高齢者大学が行われているのですけれども、そういうものも載っていないだとか、また10日の壮警高等学校の収穫祭は載っていますけれども、何か昨夜聞くところによると25日に中学校の学校祭が山美湖を使ってやるとかということも聞いているのですけれども、そういう町内の行事をやはり載せるべきでないかなと思うのです。そういう面で、改善をしてほしいなという考えを持っているのですけれども、このことについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

いろいろご指摘をいただきまして、ありがとうございます。ご指摘のとおり、事業が完全に網羅されていなかった部分はあったのかなというふうに反省をしております。今までの作業として、どうしても最終の段階でつくるものですから、企画調整課のほうでいろいろ広報等を集めて、あるいは各課に聞いてつくっているのですが、どうしてもちょっと網羅できていない部分もあるようなので、今後は例えば各課にも早目にお渡しをして構成をしていただくとか、そういう改善策はとっていきたいと思います。基本的に来たものをあえて載せていないという、そういう意図ではございません。より充実したカレンダーになるように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○佐藤委員 これで終わりますけれども、例えばこのカレンダーと連動して、インターネットのほうでホームページの中にイベントカレンダーというのがあるのです。これもやはり今言ったようなことが落ちておりますし、そういう面も連動させて編集といいますか、アップすることが必要でないかと考えますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

ホームページのほうも紙のものをベースに、もう今既に連携をしていますので、必然的に紙のほうで落ちたものがホームページのほうでも落ちてしまうと、そういうような事象もございます。あわせて情報の充実に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○毛利委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 なければ、次に 23 ページ。

○森委員 私、財産管理費の公共施設管理事業、指定管理者施設の部分の委託料についてお伺いします。

これは、指定管理ということで複数年の前もった長期の契約ということだったと思うのですが、27 年度で、その年度分に支払われる委託料が若干変更になっております。その変更になっている理由ですね。

それと、あわせて 27 年度事業で公共施設指定管理者事業の中で北の湖記念館の展示等基礎設計業務ということで実施されたところでございますけれども、この部分が 28 年度にどのような形で反映されているか。

それと次に、今度は項目が変わりますが、財政管理費で、これは固定資産台帳作成支援業務ということで財政管理費の中の委託料で 189 万が支出されておりますが、これは町が所有する資産の調査を行って、それをデータ化していくということだと思うのですが、この作業の中で全て掌握されたのか。施設を全て掌握されたかということと、今後発生するであろう固定資産を今後どのような形で補正していかれるのか、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、指定管理の委託料についてでございますが、確かに委員おっしゃられるとおり 27 年度の予算では当初予算よりも減額をしてございます。それは、指定管理者、今うち 2 つの事業者と行っておりますけれども、そのうちの 1 業者が変更をかけたという形でございます。その変更をかけた、減額の変更なのですけれども、その減額を変更かけた業者が 25 年度初めて受注されて指定管理を行っているわけですけれども、その業者が当初初めて、まだ運用をしていないという形の中で 25、26、2 年間ある程度運用して、経費面とかいろんな面を算出、それとあと当初増税を見込んで指定管理料の計画を出して、そして契約を結んでいたと。それらをあわせ持って指定管理の委託料を結んでいたわけですけれども、その辺の経費の軽減ができる見込みがあるのと、あとは先ほど申したように消費税の増税が先送りされたということも踏まえて、今回 27 年の 4 月に減額申請、27 年度、28 年度、このように減額しますという形で町と契約を結んでいます。また、片やもう一つのほうの業者ですが、そちらは契約の変更等はしてございません。というのは、そのもう一つの指定管理者のほうはずっと指定管理を継続実施してきてまして、25 年度以

前のときの委託料と比べて25年度契約時減額して下げてきていると。逆にまた、その辺消費税の増税等も見込んでいなかったという形のものから、見送りされたことによって契約変更はしていなかったという形で指定管理のほうは説明とさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、北の湖の記念館展示等寄贈検討委託料という形で、たしか地方創生のお金を使って380万程度の金額で実施してきたという形でございます。この業務の目的としましては、以前から施設が建設から二十四、五年たって、施設の維持はしてきたけれども、展示物について建設時からほとんど変わっていないよと。また、日本の国技である大相撲に関する記念館、道内3カ所なのに、もう少し貴重性を、今インバウンドのお客さんとかたくさんございますので、独自性を持って貴重な観光資源として取り込む、地域の活性化を図るのに使ったらいいのではないかというお話があったものと認識してございまして、その部分において展示方法のリニューアルを検討したというところでございます。

また、その調査の結果、報告書が上がってきているわけでございますけれども、結果としまして利用者数は今の実情としまして、近年大体年間4,000人程度前後ですね、訪れていると。ただ、壮瞥町の訪れる観光客については年間170万人、これ26年ベースだそうですね、訪れてはいますが、結構上向きな状況になってきていると。ただ、そのうち外国人がかなり増加しているよと。それと、ただ、今来館者は基本的に日本人が大多数、ほぼ日本人が来客されているという形で、外国人は余り見受けられないという状況でございます。その中で、今回委託の中でそれら調査した結果、課題たくさんあるのですけれども、何点か課題があると。それは、展示物に説明が足りないと、今の現状ですね。また、貴重な資料であるのに、それが見る人に伝わらないと。また、相撲の知識がない人にもわかりづらいし、最近あるのですけれども、展示物にストーリー性がなくて理解しづらいとか、郷土史料においても、郷土史料館も併設されてございますので、その部分についても同様な課題があるのではないかとこの形で提示されてございます。あとは、これを活かしてどういう形にするのかというのも報告書のほうでうたわれてございまして、方向性としてはやっぱり展示スペースの拡大とか見やすさ、あとは説明、解説ですね、それが日本人だけではなくて外国人にもわかるような、インバウンドのお客さんを取り込むような形の手法を用いるとか、あとは展示内容をまた再度精査して、北の湖の記念館に関しては基本的に今の部分をどのような説明するかという形になりますけれども、郷土史料館の部分につきましては再度展示内容の再精査が必要なのかなというふうに思っております。また、施設の老朽化対策、もう二十数年たっていますから、以前にも公共施設の部分でもお話あったと思うのですが、その辺を随時計画的に実施して、室内の内装とか空調とか照明設備の関係も整備していったほうがよろしいのかな、更新していったほうが望ましいのかなというふうに考えてございます。

今後につきましては、その課題等を踏まえて、ただ財政状況もありますし、一遍に全部を改修するとか改装するとかというのはなかなか厳しいと思いますので、中長期的に展示

物の改善を進めていきたいなというふうにも、この委託業務の報告書をもとに考えてございますけれども、先行して少しでも外国人の観光客のために英語表記とか、できるところから少しずつ手をつけていきたいなというふうに今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○税務財政課長 固定資産台帳のほうについてご答弁申し上げます。

この固定資産台帳の施設について全て網羅、把握できているかということですが、基本的には各課から資料を出していただいて、今ある状況の中については網羅、把握しているのですが、もしかしたら抜けている部分もあるかもしれません。ですが、この固定資産台帳につきましては毎年更新をかけていきますので、新しく建った施設、廃止された施設を含め更新しますので、漏れている施設等がありましたら発見次第、そちらに更新して入れていきたいと考えております。

以上です。

○森委員 1点目については、了解いたしました。

それで、2点目のさらに2点目なのですが、展示内容の部分でございますけれども、これは私も以前に一般質問等でも取り上げておまして、ただ単に展示内容をリニューアルという形をとってもなかなか集まらないと。ですから、体験型といいますか、よく言われるのはやっぱり模擬土俵をつくってとか、それと今であれば北の湖の銅像がありますから、その横で記念写真を撮れるスペースの整備だとか、そういうことがまず必要なのかなと思っておりますので、その辺の考え方についてもし意見があればお伺いしたいと思います。

さらにあと、固定資産の部分でございますけれども、これはたしかことし事業としてはたまたま全額特別交付税の対象事業ということだったと思うのです。26年から29年まで。ですから、固定資産台帳を整備するというのは各課で当然掌握して、足りなければふやしていくということですが、たまたまこの26から29までであった場合の4年間は、全額特別交付税措置がされると。であれば、今後そういう形で整備、不足分を整備していくとすれば、それは単費という扱いになるのかという部分の確認です。

○総務課長 ご答弁申し上げます。委員おっしゃられたとおり、先ほども私も説明させていただきましたけれども、基本的な方針の中に、報告書の中には行ってみたい、また来たいと思う展示施設を目指すべきではないかという形がうたわれておまして、それについてはやはり近年の展示施設の傾向や新しい技術を生かすのも1つですし、それが費用が高い形になれば、委員おっしゃったように例えば横綱北の湖の現役時代の身長と背を比べられるとか、ほかの施設でもよくあるのですが、例えば壁に、この方はどれだけの背があって、そこに並んでみると自分との背の比較とか、例えば横幅がどうですか、そういうものの比較できるような体験型という……体験というのか、あれですが、比べられるとか、そういうものも必要ではないかというふうにはお聞きしてございますので、その辺も今後検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○税務財政課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、固定資産台帳の作成の整備に係る経費につきましては、26年度から29年度までの4年間は特別交付税全額なのですけれども、その後の更新に係る部分については単費でやらなければならないということになっております。

以上です。

○松本議長 森委員に関連して質問いたしますが、北の湖記念館展示等寄贈検討委託ということで400万の当初予算、これはご指摘のとおり地方創生の予算を充てておりまして、国から来る予算でこの際リニューアルに向けていろんな角度から専門家が分析していただいて、方向性について検討する、大いに結構だと思いますし、また決算資料でその成果品としての報告書も拝見させていただきました。ただ、今のやりとりを聞いておりましたけれども、失礼な言い方かもしれませんが、委員個人のご意見と担当課長の個人の意見は交錯しておりましたけれども、このせっきくの成果品をもとに役場庁内で、ないしは役場総務課などがキーになりまして、例えば北の湖郷土後援会の方、全員とは言いませんが、ないしは郷土史にかかわっている方、特定できませんけれども、そういった方たちの意見を聞きながら、限られた予算でありますから、どういったところから整理をしていこうかというような方向性を、これを成果品をもとにすべきだったのではないのでしょうか。それが足りないのではないかと私は思っております、今検討いたしますという話ありましたけれども、ちなみに平成28年度の北の湖記念館の予算、修繕費でしたか、180万計上しておりますけれども、恐らくこの関連ではないのだろうなと思って今拝聴しておりましたけれども、必ずすぐやらなければいけないとは言いませんが、少なくともせっきく手がけた足がかりでありますから、できるところから、先ほど言いました言語の提示の仕方ですとか、体験型も悪いことではないのですけれども、そういったことを整理をして確認してぜひ報告いただければと思っておりました。その進め方が少し足りなかったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先ほどお話しさせていただいた件につきましては、森委員のお話については委託の部分で今回内容と今後の方向性とかという形でお話しさせていただいたと。議長おっしゃられている案件については、現状といたしましてはこの委託の成果報告をもとに、まず担当の総務課内でどういうものができるのか、優先的にとか、まずそれをピックアップしている作業は今現在している作業です。今後それらを踏まえて予算計上できるものからしていきたいなど、来年度していきたいと思っておりますけれども、先ほどおっしゃられたように郷土後援会とか、そういう方々とも十分、そのピックアップした中でもんだ中で素案なり提案を提示して、よりよい展示になるよう努めてまいりたいなど今後考えていきますので、ご理解のほどお願いいたします。

○毛利委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 なければ、次 24 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、25 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次、26 ページ。

○加藤委員 私は、企画費の中の定住促進まちづくり推進事業の中で 27 年、空き家改修整備補助金の実績、これをちょっとお伺いしたいのと、また今年度 200 万円の計上されておりますけれども、その現状、今の現状をお伺いしたいと思います。

あともう一つ、まちこん in そうべつの 50 万の予算で執行されました 27 年度の実績はどうなって、そして去年はたしかカップルが 5 組成立しているというふうに説明いただきましたけれども、その後の進行状況というのもある程度わかる範囲でお伺いできればなど。そして、今年度、28 年度の実績というか、その辺もわかる範囲でお伺いしておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の空き家改修整備補助金の実績でございますが、27 年度は 1 件利用で 12 万 4,000 円の補助をしております。今年度につきましては、先般 100 万円の追加補正をさせていただきましたが、その段階で 3 件、88 万 9,000 円という報告をさせていただいております。その後 1 件、補正後に利用申請がありまして、承認予定ですので、それを足すと 4 件で 118 万 9,000 円のきょう現在での見込みでございます。

それから、2 点目のまちこん事業のほうですが、27 年度は 29 名のご参加をいただきまして、一応カップルとしてはその場では 10 組成立をしていると。それから、参考までに 28 年度は、今年度はもう 7 月に終わっております。25 名参加で 8 組成立ということで聞いております。それと、26 年度にご参加いただいた方、あるいは 27 年度にカップルとしてなられた方のその後ですが、基本的に公としてのフォローといいたいまいしょうか、そういうご質問はあえてしていません。個人情報の問題もあって、できるだけ事業終わった後は行政としてはかかわらないように、そもそもその事業に参加していたということを知られないように、そういうふうに対応しているところです。少なくとも私の耳には、その後結婚しましたという話は聞いておりません。27 年度につきましては、先般たまたまですが、ご両親とお会いする云々という話は、求めてはいなかったのですが、向こうのほうからお話はいただいておりますので、それぞれの事情というか、それぞれのカップルの中で続いているところは続いているのではないかというふうに推測をしています。

以上です。

○森委員 私、民生費、社会福祉総務費の高齢者事業団の運営補助金、これは数年前からといいますか、何年も 61 万 6,000 円の補助金が支出されております。それで、今年度の実績を見ると、総事業費の決算総額は 2,000 万超えているのです。それで、今年度部分で加盟者、加入者といいますか、高齢者事業団に加入している方に配分金等をお渡ししておら

れると思うのですが、それを渡しても 85 万 1,283 円の剰余金が発生して、次年度に繰り越すということになっております。金額はこんなに大きくありませんが、前年度若干の剰余金が発生して、これが今年度に、27 年度に繰り越しされていると。ですから、この補助金の交付がこういう形で問題がないかということの判断。

それとあと、現事務所はご存じのように 1 団体で利用されておりますが、この利用の根拠といいますか、貸し付けの根拠と将来的には複合的といいますか、ほかの利用も含めて利用はできないかということが 2 点目。

それとあと 3 点目でございますけれども、これについては高齢者事業団は全く行政とはかわりのないといいますか、補助金は受け取りますが、全くの別組織であるという部分の認識はしておりますけれども、これはいろいろな私のほうの耳に入ってきている話では、現在会長職と事務局長さんが一緒になっているということを聞いております。これは、組織上問題ないかと。これは、他の組織のことですから、その辺の判断というか、認識の部分でお答えできる範囲でお答えしていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。
○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の補助金の適正な交付等々についてということのお話でございます。平成 27 年度収支決算報告を補助団体である高齢者事業団のほうからいただいております。当初予算の中では 1,740 万円の歳入予算、歳出についても 1,740 万円という計画で当初事業に取り組みされていたということでございます。会員数が 40 名ということで、受け入れ分配金等についても 1,600 万弱の予算を見ていたところでございますが、27 年度事業執行をしたところ、受託する業務のほうで当初予算を見込む大きな収入があったということで、会員の皆さんに係る業務に当たった就労配分金というものもそれぞれ分配をされているところですが、27 年度の最初の決算のときになりまして、委員ご指摘のとおり本年度決算額については歳入、収入の部で 2,000 万 2,157 円、対しまして支出のほうでは 1,915 万 874 円ということで、収入から支出を差し引いた金額 85 万 1,283 円といったものが次期に繰り越すということになったという報告をいただいております。壮警町からの補助金、ご質問にもありましたとおり 61 万 6,000 円ということで交付をさせていただいておりますが、補助金の交付の額につきましては適正な執行、適正な交付金額の執行といったことを今年度から適切に交付できるようなことで考えていきたいと思っておりますし、壮警町の町内にお住まいの高齢者の方の就労機会の確保といったようなこと、就労機会の促進といったことの取り組みでもあろうかと思っておりますが、総事業に係る収入と支出、経費に係る部分で適正な補助額のあり方といったものについては検討し、当該高齢者事業団のほうとも協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、3 点目の質問にありました会長職と事務職が兼務をしているというようなことでございますが、一応会員、町のほうからというよりは役員の改選についてということで当該事業団内部での意思決定によるもので会員相互による総会において選任されたということでございます。事務の適正な執行と会長職、事務局長職との適正なすみ分けといったも

のが会員の中で混乱が生じないように適正に執行されることを望むということをお願いしているということで考えているということをご理解をいただきたいと思います。

あと2点目の質問については、施設の貸し付けの関係については私のほうで承知していない部分ありますので、以上で答弁とさせていただきたいと思います。

○総務課長 2点目の質問につきまして、合同事務センターの貸し付けのことにつきましては、総務課所管という形でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

合同事務センターにつきましては、普通財産ということで、普通財産の貸し付けに基づき貸与していると。實際上、ちょっと詳細手元にはないのですけれども、たしか事務所のうちの全部ではなくて3割程度、共用部分含めると4割とか、その程度貸与しているというふうに承知してございます。また、それにつきまして他の団体というか、その辺が今1団体しか活用していないと。当初2団体が活用したというのも過去にありましたが、今現在1団体という形となっております。また、合同事務センターはもともと詰所でございますので、いろんな宿泊施設というか、詰所としての機能もあって、その辺以前に活用できないのかというお話もちょっといただいていたところでございますが、現状としましてはまだほかの団体とか申し出等もないものですから、今現状で1団体と。今後そういう形が、例えば申し込みというのですか、そういうのが使いたいと。少しでもそういう活用をしたいのだというお話があれば当然検討しなければならない問題かなと。ただ、公共施設有効活用計画の中には合同事務センターの位置づけといたしましては、ある程度経年劣化もございまして、それらはある程度の年度においては廃止等、閉鎖等も考えて視野に入れるという形で、今現状としていついつ閉鎖するとか取り壊すとかという形ではないのですけれども、有効活用計画のほうではそのようにうたってございます。ですから、今使える期間においてどのように有効に活用できるのかというのは検討しなければならない案件ではありますけれども、ただ使うニーズがというところも踏まえて今後課題なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○毛利委員長 これより休憩に入ります。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○森委員 1点目、2点目の部分については、おおむね理解します。

それで、先ほども私一応前置きをしたのですが、会長職と事務局長職の兼務の部分でございまして、これは別組織であるということで、確かに踏み込めない部分、組織の中でそういう決定がされたということなので、それはそれで理解するところもあるのですけれども、例えばこれはこういう組織に限らず、そういうトップとそれを補佐する機関が同じ人が兼務するというの一般的に言えばやはりチェック機能が働かないのではないの

かなという感じがします。ですから、高齢者事業団ということではなくて、一般的な見解という部分で考え方をお聞かせ願えればと思います。

○副町長 高齢者事業団に限らず一般的なということでもありますので、私からお答えさせていただきますが、基本的には会長職ですとか副会長職がいて、事務局の事業執行体制としては局長がいて、それぞれ役割が同じには多分ならない、別々なものだろうという認識でいますので、そういった形で運営されるのが望ましいというふうには思っております。

今回この高齢者事業団の関係については、会長職がなかなか決まらなかったのだという話は聞いてございます。そんな中で、苦肉の策というか、やむを得ずということなのかなというふうには思っておりますが、話としてはいずれかの時点で正規な形にさせていただくのがいいのかなということをお話をさせていただいているところですので、今後の推移を見ながら対応していきたいかなというふうには思っております。

○松本議長 それでは、26 ページの6 節になります。定住促進まちづくり推進事業の報酬にかかわると思いますが、これはまち・ひと・しごと創生総合戦略、地方版総合戦略の推進審議会、推進委員の報酬ということでもあります。そもそも地方版総合戦略をつくりまして、評価指標というのでしょうか、数値目標というのでしょうか、K P I と称するものを政策の脇に抱えて、それを目標にして進めてP D C A サイクルを政策的に使って進めていくというふうなことで内部の評価をして外部の推進委員の皆様にも審議いただくというやり方だと思いますが、これ予算のときにも確認をしたのですが、もう一度整理をいたしたいと思ひまして、確認したいと思ひますが、先ほど質問の中で出ていた政策評価の問題ございまして、当初予算の審査の際にも政策評価については地方版総合戦略の掲げた事業に絞って、それに対して評価を加えると。それを政策評価委員の目で見させていただいて、次に外部アドバイザーの評価もいただいて進めていくと。これもP D C A サイクルを使って進めていくのだという話だったのですけれども、今質問したのは地方版総合戦略の進め方について全般ということでお伺いしましたが、その審議というか推進委員と政策評価委員、名称違いますけれども、これはオーバーラップしているのでしょうか。同じ人たちがやっているのでしょうか。政策評価で地方版総合戦略の事業に絞ってやるということであれば、やる中身の審査、評価の仕方というのは一つのことをやるということになるので、これはそういう理解でよろしいのでしょうか、また別なのかももう一度、予算で確認をいたしましたけれども、今後の進め方についてわかりやすく説明いただきたいということでもあります。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

昨年総合戦略の策定委員会を設けまして、そちらで民間の町民 12 名の方にも入っていただいで、戦略を策定したと。流れとしては、それを行政評価委員会という全く別の組織で9 月末、今月末に一度事業成果を検証すると。行政評価委員会と総合戦略の策定委員の方の中ではお一人だけ重複をしています。あえて重複させたというよりは、どうしても各団体から各分野の代表者ということを出していただく関係で、どうしても同じ方がやらざるを得ない部分も実はございました。今後の流れとしては、9 月の末に行政評価委員会の

中に外部アドバイザーも入って事業成果を検証する。その成果を踏まえて、再度総合戦略の委員さん、多少昨年とはメンバーかわる可能性あるのですが、委員会を再度、恐らく10月以降になりますが、開いて、その事業の進捗を確認するということと、総合戦略の見直しが必要かどうか。見直しが必要ではないという結論になるかもしれませんが、そういった作業を行って、PDCAのアクションのほうにつなげていくと、そういう流れです。これを今後総合戦略の策定期間、対象期間が5カ年ありますので、毎年度行っていきたいというふうに現状では考えております。

以上です。

○松本議長 同じ話を多分3月にしたのかもしれませんが、済みません。確認をいたします。

行政評価と政策評価、使い分けていますけれども、これは同義でいいですね。政策評価と私言いましたけれども、課長が言った行政評価委員、これは同じことを言っていると。その方たちが地方版総合戦略の事業について、まず審査といいますか評価をし、それを外部のアドバイザーも入ると。それを第1ステップとすると、次に地方版総合戦略の推進会議という名称でいいのでしたか、推進会議の方々、これは重複する場合も違う場合もメンバーでいらっしゃる。その方々が再度審査、評価を加えてPDCAサイクルによってKPIの数値目標なり政策の課題なりをクリアしているかどうかという評価を加えて次につなげていくと、こういうことでよろしいでしょうか。それを9月末から今後始まって、また次につなげていくという理解でよろしいでしょうか。

○企画調整課長 ご質問につきましては、議長のおっしゃるとおりでございます。そのような流れで今後進めていくという考えです。

以上です。

○毛利委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、27ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、28ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、29ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、30ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、31ページ。

○佐藤委員 衛生費、衛生管理費の保健衛生費、5の温泉管理費について質問したいと思います。

この管理費の中で委託料が総額451万ほど計上されておりますけれども、その中に本当

に少額で見落としがちなのですけれども、支出段階で弁護士契約料 10 万 8,000 円があります。そこで、支出証書を見ましたら、ただし書きに次のように記載されておりました。札幌高等裁判所、平成 18（ネ）第 11 号温泉水引き渡し等請求控訴和解成立に係る契約締結交渉の委託料平成 27 年度分ということで 10 万 8,000 円が支出になっておりますけれども、この和解交渉はこの段階でもいいですし、現在 28 年度でも同じく 13 万 8,000 円を予算計上しておりますけれども、この和解交渉はどこまで進んでいるのか、これについて伺いたいと思います。

○副町長 私のほうからご答弁させていただきます。

相手方は、農文協という会社でありましたが、和解交渉は一度終わっております。その後の経過として、農文協さんのほうから期間を延長していただきたいという申し出をもとに双方の弁護士さんとの協議を続けていたところでありましたが、その後相手方のほうから今接触がない状況であります。ですが、延長をするという決断には至っていないという状況の中で、今後の対応をどうしようか。その経過を踏まえて、どこかの時点で整理をしたいということで町としては考えておまして、その考えを相手方の弁護士さんを通じて相手方に伝えていただきたい。整理をしていきたいということで継続をして話をしているというのが実態でありまして、それがなかなか進展していないということを踏まえての弁護士さんの委託を続けているという状況になっております。町側としては、年数もたっていますので、一定程度で切りたいという考えでおまして、今弁護士さんのほうにお願いをしているという状況であります。

○松本議長 31 ページですね、まず、温泉管理費の 1 節、地熱エネルギー維持管理経費の中の工事請負費といたしまして 728 万 4,600 円の決算額に入っておりますが、ゆーあいの家の温泉井改修工事を平成 27 年度行っておりまして、ポンプの交換、それからケーシングですね、内装管の設置を行ったということで 684 万円を支出しております。大体ポンプは 3 年ごとに入れかえているというふうに認識しておりますけれども、27 年度については多分オーバーホールを済んだ予備ポンプを入れかえて設置をし、ケーシング内装管を設置したのだろうというふうに思いますが、さきの議会途中でゆーあいの家の故障が報告されましたけれども、昨年入れかえた割にはどうしたのでしょうかという素朴な疑問が湧くのでありますけれども、そのときにかえたポンプをオーバーホールしていなかったのですか、あるいは 3 年ごとというのは新しいポンプを備品として購入するというのを、その年月がたっていなかったという理解でいいのでしょうか。それとあわせて、今回の原因がどうだったのかということと、ついでに言わせてもらおうと昨年直して……直したというか補修したのだけれども、今回の事故なりトラブルは保証とは言いませんけれども、短期間なので、業者さんにそういった瑕疵とは言いませんが、何かそういった部分は主張できないのかどうか、これが 1 つであります。

もう一つは、ついでに言いますけれども、同じページでじんかい処理に関してであります。廃棄物適正処理等の審議会を設置して 5 年ごとに見直しを行うということが平成 27

年度が見直しの年であったと思うのですが、そういった見直しを行ったということで理解しておりますが、その中身について具体的にごみ、目標とする町内の……目標とするという言い方が適切かどうかは別ですが、ごみ量とか家庭内のごみ、ないしは全体のごみとか、そういった数字をお示しできるのであればお願いしたいということでもあります。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

まず、ゆーあいの家の泉源ポンプの入れかえの時期なのですけれども、議長おっしゃられたように3年ごとに交換しているのですが、新品を入れております。引き揚げて、新品のポンプを用意しておいて、入れかえるときに出したら新しいポンプを入れるということで、常に入れるときは新品のポンプを入れるということになってございます。

それで、今回のゆーあいの家のポンプの故障の経緯なのですけれども、ちょっとさかのぼるのですが、平成25年度のとくにポンプの入れかえ工事を行ったのですが、そのときにポンプに異物がかんだというところでポンプがだめになって、26年1月にポンプを入れかえております。26年度にやりまして、井戸の中に結構異物が多いということで、26年度のとくに中の掃除、しゅんせつが必要だということで、26年度にしゅんせつ工事を行っております。このときに、実は井戸のほうに腐食が見られまして、しゅんせつだけで不十分だということで、内装管を入れることを検討しておりました。それから間もなく27年2月にまた異物をかんでポンプが故障ということで、そのとき27年2月にポンプを入れかえております。入れかえたので、入れるポンプを買って置いておくのですけれども、27年2月に入れかえました。27年度になりまして、今お話あったところなのですけれども、また27年11月に異物をかんだというところでポンプが故障をしたものですから、それで毎年しゅんせつを行ってはいったのですけれども、27年度井戸の中に内装管を入れる工事を実施したということになっています。それで、そのとき井戸が腐食していて内装管を入れたので、しばらくは大丈夫だろうというところで、そのときは予備のポンプは購入を見送っておりました。なので、最近では予備のポンプはない状態でもございました。だったのですけれども、先日……内装管を入れたのは27年度の事業で入れたのですけれども、つい先日、ことしの9月ですね、また故障したということだったのですけれども、今度は異物をかんだということではなくて、もともとゆーあいの家の泉質というのはガスがすごく多い泉質のようなのですけれども、ガスが原因でポンプの中に圧力がかかったというか、そのガスが原因でモーターの破損を招いたということでございました。今までは、異物をかんだためにポンプが故障したということだったのですけれども、今回は泉質、ガスが多いということに起因した破損ということでございました。それで、現在仮のポンプ、予備がなかったものですから、仮のポンプで稼働しております。今対応している最中なのですけれども、今後泉質的にはガスがどうしても発生しやすい泉質ということなのですが、できるだけガスの発生を抑えるためにポンプの深さをちょっと深くしたりですとか、あと水位がどうしても下がってしまうとガスが発生しやすくなるということなので、できるだけ水位が下がらないようにくみ上げる量を調整しながらというような対応を今考えているところでござい

す。ゆーあいの家のポンプについては、そういうようないきさつがあって、今現在に至っているというところでございます。

それと、じんかい処理の関係で、一般廃棄物の処理基本計画策定の具体の中身ということだったのですが、概要としましてはごみの排出量なのですが、家庭系のごみと事業系のごみがありまして、家庭系のごみはどちらかというと横ばいというか、そんなにふえてはいないのですが、事業系のごみというのがふえているということでございまして、平成 26 年度の事業系のじんかい収集量が 876 トンで、5 年前の平成 21 年度の事業系のごみのじんかい収集量が 777 トンということで、比較すると約 100 トンふえてございます。それで、今回の計画の中の目標にしている、1 人 1 日当たりの排出量ということでは目標を掲げているのですが、平成 21 年度の際には 1 人 1 日当たり換算すると 1,462 グラムだったのですが、平成 26 年度では 1 人 1 日 1,701 グラムというふうになってございます。今回設定した減量化目標というのでしょうか、ごみの排出量につきましては、26 年度の 10%下げた数字、1 人 1 日当たり 1,530 グラムというふうに将来の目標を設定してございます。平成 26 年度の実績で 1 人 1 日 1,701 グラムのごみ排出量があるのですが、これから減量化を進めるといふか取り組んで、将来、平成 32 年度の目標なのですが、平成 32 年度の目標としては 1 人 1 日当たり 1,530 グラムにしようという目標設定しております。

ごみについては、以上でございます。

○副町長 先ほどポンプの保証の関係についてということのご質問もありましたので、補足で答弁いたしますが、発生した事象が先週の金曜日であります。ポンプを今分解して原因を探っているという中で、異物の混入はなかったと聞いております。課長答弁したように、ガスが原因だろうというふうに言われておりますが、保証については今、先週の金曜日ですから、メーカーのほうに確認をすべく打診をさせていただいている最中であるということでご承知いただければと思います。

○森委員 私もじんかい処理費の資源ごみ処理管理という部分で委託料の関係をちょっとお聞きしたいと思います。

資源ごみ処理に当たっては、資源ごみ分と生ごみ分、これはちょっと最終的な決算の内訳というのはわからなかったのですが、予算立てたときの概算で見ると、大体資源ごみ分で 600 万から 700 万、それから生ごみ系ですと 1,200 万ぐらいですか、そのぐらいに多分なると思うのです、委託料の額が。本来資源ごみ処理分というのは、このうちの生ごみ分というのは本来、これ今のページでなくて次のページに多分出てくると思うのですが、堆肥センターの委託料とも本当はリンクしてくるのかなと。ところが、この部分の財源内訳の中では特定財源といいますか、じんかい処理では生ごみ分の売り上げが実は発生しているのですが、ここの中の資源ごみの部分について言えば財源が発生していないということなのです。要は全て一般財源充当と。これは、公共性もあるということでその部分は理解できるのですが、ただ私ずっと割り切れない部分が実はありまして、堆肥セン

ターを運営するときに、本来であれば堆肥センターに係る全ての経費を本来そこに盛るべきだったのですが、こういう形で分けて、要は生ごみ処理の部分については経費としては全く、要は堆肥センター運営事業の中では全くかからないというような処理をしているのですが、その辺についての考え方伺いたいと思います。

○毛利委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

堆肥センターにかかわる部分でもございますので、若干堆肥センターと、次のページのほうにも入るとは思いますが、一番最初の当初のスタート時点では、生ごみを町内で回収して堆肥センターに持って行って、そこで処理をしましょうということで制度設計が当初されています。それにかかる経費、回収にかかる経費はどこで見るのだということになると、堆肥センターではなくて、この資源ごみ回収処理で見ましょうということに当初からなっています。当時当初の考え方は、処理にかかるお金は堆肥センターが持つべきなのでしょうが、そのときに広域連合で処理した場合、トン当たり当時1万1,000円ぐらいだったと思いますが、その経費を堆肥センターのほうに処理経費として払いましょうというような制度設計をされていたと思います。堆肥センターの稼働が平成17年くらいの稼働ですから、その当初は一度そういうような会計処理をしたように思っておりますが、その後それは町内の会計処理なので、不適切ではないかというような指摘があって今現在のようになっているのかなというふうに思っておりますが、現状では町内で資源ごみとして回収している生ごみというのは、大体年間45トンから46トンぐらいあります。それにかかる経費はどれぐらいかというと、正確ではありませんが、年間にして大体平均800万ぐらいかかっているだろうというふうに思っております。ですから、ご指摘の委託料のあり方というのが今は町内で集めた経費も全て含めての考え方であると。それがずっと平成18年度ぐらいから続いているということでご理解いただければと思います。

○森委員 その部分については、若干理解できる部分はあるのですけれども、問題は堆肥センターの委託事業の中で生ごみの売り上げは発生しているだろうと。生ごみの売り上げが発生していれば、本来生ごみを処理する、要するに資源ごみ系と生ごみ系でいえばこの処理管理委託料だけで1,000万ぐらい多分発生しているのだろうと思うわけですから、本来は財源は売り上げの部分から、生ごみの売り上げの中からここに充当してもいいのではないかと、そういうお話でございます。

○副町長 ご指摘のとおりだというふうに思いますが、現状での話をすれば、生ごみの資源回収で集めたものから堆肥をつくって販売はしておりますが、販売額としては現状では非常に少ない額であります。また、堆肥センター全体で見れば年間2,300万か2,500万ぐ

らの経費の中で堆肥の売り上げというのは全体で500万も行かないような状況でありますから、その中で果たしてご指摘いただいているように生ごみ系の堆肥の売り上げを財源充当したとしても、余り町全体の会計から見ればそんなに影響はないのかなというふうには思っておりますので、今後の販売額の増加等があった時点では適切な会計処理の財源充当の考え方にシフトしていくのかなというふうな認識でおります。

○毛利委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次、32ページ。

○長内委員 農業振興費の負担金補助及び交付金の中で財団法人北海道農業公社負担金9万円、これは新年度予算でも出ておりますので、これは金額は恐らく毎年度負担金という形で求められて支払われているのかなと認識しておりますが、参考まで聞きたいと思っておりますが、北海道農業公社に対する負担金、公社の運営も含めて負担金というのは、行政、JAも負担していると思っておりますが、その負担の割合といたしますか、突然ですので、多分資料は持ち合わせていないのかなと思っておりますが、その公社の運営の中で占める行政の負担金というのはどの程度あるのかという点を知りたいと思っておりますが、答えられるとすればお答えをいただきたいと思っております。

それから、人・農地問題解決加速化支援事業、これ来年は予算化されていないわけですが、これ多分議会の中で説明あったのかもしれませんが、ちょっと失念しておりますので、この事業の内容と取り組みについてお伺いしたいと思います。

○毛利委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

北海道農業公社の負担金9万5,900円につきまして、その内訳ということだったので、けれども、全体としまして均等割が40%、あとは個別割で30%、あと耕地割で30%というような内訳になってございます。

それと、もう一点、人・農地問題解決加速化支援事業につきましては、こちら人・農地プランに定める地域の中心的経営体の育成を図るためのものでもございまして、実際町内には3つのプランがありまして、滝之町・立香プランというものと仲洞爺・東湖畔・壮瞥温泉プラン、それと久保内・弁景・幸内・蟠溪プランという3つがございまして、それにかかる経費ということになってございます。

以上でございます。

○長内委員 お聞きしたかったのは、公社の負担の中で、いわゆる壮瞥町ばかりではなくて、ほかの全道の恐らくこれは市町村から負担金という形で集めて公社の運営をなされて

いるのだと思うのです。JAとかほかの組織もあるのかもしれませんが、その行政の部分の負担の割合というのは全体のどのぐらいに達しているのかなと。これ多分すぐ答えられないと思います。後から答弁もらえばいいかなと思う。なぜこの質問したかといいますと、公益財団法人なのでしょうけれども、いわゆるそういう形の中で運営されているのかなと思っていますが、公社に対して行政として負担を納めていると。いわゆる行政として公社との関係において、例えば農地の流動化ですとか農地中間管理機構の新しい取り組みがスタートしています。それから、担い手の部分も、昔は別だったのですが、今は公社の中に担い手の分野を持って、担い手に対するいろんな発動がここを中心にして行われている、担い手本部という形で。いわゆるそういうこれから非常に重要になってくる農業の振興上の部分が公社の役割が年々私は重くなってきていると思うのです。それに対して、行政課題としている部分の中で負担もされているわけですから、ある意味その辺の今後の進行状況ですとか、うちの町にとっては例えばそういうあるべき姿……あるべきというか、ある公社に望むべきことは何なのかというようなことをどの程度意見交換されているのかなという実態を知りたかったということで質問させていただきました。その辺がもしわかれば答弁いただきたいなと、公社とのかかわりですね。

それから、人・農地問題解決についてはブロックを3つに分けて貸して、借りての多分そういう協議会といいますか、組織がある、それに使われているというのは理解をいたしました。これは、来年度の予算の中、来年度というか28年度の部分にこの人・農地問題解決加速化支援事業というのはなかったような気がするのですが、その辺の部分お答えいただきたい。

それから、前に一度質問もしたのですが、人・農地プランという部分が政策として上げられて全国的に取り組みられていると思うのですが、その後いわゆる中間管理機構の動きが出てきました。中間管理機構の質問したときに、実態としては壮瞥は中間管理機構を活用したということはないという。人・農地プランをベースに多分農地の流動化を図ってこうと考えているのですが、それはそれで結構なのでしょうけれども、何か国も非常に中間管理機構の出足が余り芳しくなかったものですから、何かいろいろと多分それを活用なさいという動きがあるやにちょっと感じるのですが、その人・農地プランと中間管理機構との整合性の部分についてどう考えているか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

○毛利委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時58分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 私のほうからご答弁いたします。

中間管理機構というのは、まだできて日も間もないような組織といいますか、の動きの中で、どちらかといえば国の補助金の関係が一番多くて、うちの町に置きかえてみると、

今すぐはちょっとなじまないのかなというような認識でおります。ですから、町としては今の段階では人・農地プランの部分で動きを見ながら推移を見つつ、どちらにシフトすればいいかはそのときの判断をしなければいけないですが、いましばらくはちょっと様子を見ていきたいなというところであります。

先ほど農業公社の関係については、手持ちの資料ありませんので、後ほど確認の上、ご答弁したいと思います。

○毛利委員長 ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後1時ちょうどといたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 先ほど北海道農業公社の負担金についてご答弁申し上げます。

こちら9万円の支出でございまして、中身は担い手育成事業の会費ということで農業公社のほうに支払っております。それで、この資料を見ますと、農業公社全体で大体7億円ぐらいの事業というふうになってございまして、この会員を見ますと全道の174の市町村のほかには北海道ですとか、あとは農協関係、あとは賛助団体が27団体ということですのですけれども、それぞれの内訳というか市町村が幾らとか農協関係が幾らとかという資料も出ていないので、ちょっとわからないような状況でございまして。

それと、もう一つ、人・農地問題解決加速化支援事業の関係で、平成28年度の関係だったのですが、当初予算にはのってはいないのですけれども、国のほうの動きも決まりました、補正ということで計上させていただいております、今年度もこの支援事業ですか、取り組むことにしております。

以上でございます。

○副町長 先ほどじんかい処理の関係で森議員からのご質問の際に生ごみの処理量について誤って28年度中間での数字を申し上げてしまいました。平均しますと、年間の生ごみの堆肥センターでの受け入れの量というのは220トンから230トンぐらいということで、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○毛利委員長 32ページは、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次、33ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、34ページ、ありませんか。

○佐藤委員 商工費の観光費について伺いたいと思っております。

ご承知のように、町民憲章で壮瞥町は農業と観光の町ですということをやっております。そして、観光客の大半、もう90%以上は1945年に誕生した昭和新山地区に足を運ん

でいるのではないかな。そういう面で、よく観光客どのぐらい来ているのなんて聞くと、インバウンド、すなわち訪日外国旅行者がふえたということを行っているのです。それだけでなくて、私は宿泊数でちょっと考えてみたのです。といいますのは、壮瞥町では入湯税が町のほうに入ってきますけれども、それを年度別に見ますと、25年、これがおよそ24万1,000人、また26年度は27万1,000人、27年度、今回の決算に上がっているのを見ますと31万8,000人になります。これは、単純に入湯税を150円で割り返した数です。そのようにふえているのですけれども、よく話されるときにインバウンドで外国人がふえたのですよというけれども、どうなのでしょう。どの程度、何割ぐらい、壮瞥の入り込み数の中で占める外国人の数はどのくらいあるのか最初にお聞きしたい。

それから、その外国人、資料はお手元にはないと思いますけれども、もしも後日調べて、国別にどこが多いのか、ベストスリーくらいまで、もしも後日資料があったらその資料を提供していただきたいなと考えます。

それから、外国観光客を受け入れる、多くの方が来ていただくのですけれども、ただ来たで喜ぶのでなくて、観光地としての受け入れ態勢ですね、どうなっているのかな。やはりそこには態勢の現状を知らなければなりませんし、現状を知ると課題も出てくると思うのです。ですから、そういう外国人観光客が壮瞥町に来ていただいたときの現状と課題、そしてそれに向けての解決策をどのように考えているか、最初にお聞きしたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

まず、ご質問の1番目、壮瞥町全体の入り込み数の中で宿泊客数ですね、こちらのほうは平成27年度で35万9,000人という状況になっております。このうち外国人でございますが、こちらは15万7,000人という数で、割合にしまして44%という数でございます。

さらに、ご質問の中で国別の内訳というご質問がありましたので、お答えいたしますが、多い順にいきますと台湾が5万5,000人、中国が4万2,000人、韓国が3万8,000人、さらにタイが1万人、マレーシアが7,000人ということで、ここで上位5番目までというような状況となっております。

それで、最後のご質問にありました現在の受け入れ態勢ですね、現状と課題というところでございますが、まず観光地としての受け入れ態勢でございますが、1つ重要な要素といたしまして、情報提供能力というところがあるかと思っております。こちらにつきましては、昨年来観光情報のホームページをリニューアルいたしまして、より観光客に見やすくわかりやすい情報提供に心がけております。さらに、壮瞥町が発信するフェイスブックにつきましても、非常に多くの方が関心を寄せていただいているということで、カウントしましたところ7,000人を超えるフォロー数といいますか、ファンといいますか、そういう方がついておりまして、確実にこの情報発信能力というのは高まってきているのではないかと考えております。

ただ、一方課題といたしましては、まず各観光地に向かう二次交通、アクセスの問題ですが、特にインバウンド観光客の方に求められている冬期の昭和新山へのアクセス

という問題があります。こちらにつきましては、昨年から北海道観光機構の補助金を使いまして、周遊バスの試験運行を行っておりまして、昨年特に洞爺湖温泉街から昭和新山に向かう路線については非常に乗車率が高かったということがございまして、次のシーズン、今年度の1月から3月にかけて、ちょっと長期間になりますが、こちらは今洞爺湖町と協議を進めておりまして、観光機構の補助金を使いながら長期の運行試験をやりたいと思っております。その後の継続性につきましては、必要な要望を交通事業者に上げていくということになろうかと思いますが、そういった実証運行を行ってまいりたいと思います。

さらに、もう一つ、昭和新山地区のワイファイ環境の整備という問題があります。こちらにつきましては、やはりインバウンド観光客から各店舗内で使うことはできるのですが、一歩外に出ると何も通信ができないというようなことで、非常に多くの要望があるという状況を確認しております。こちらにつきましても、現在補助事業ですとか概算の費用ですとか、そういったものを今調査しているというところでもございまして、これは近いうちに実現していきたいテーマだということ考えております。

そのほか、細かいことを上げればいろいろな課題等あるかと思いますが、限られた予算の中でやっておりますので、手のつけれるところから少しずつ改善をしていきまして、観光地としての受け入れ態勢を整備していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。

続けて私、今答弁にありました冬期間のバスの問題ですね、これは質問しようかなと思っていたのですが、今答弁の中に含まれておりましたので、それを抜かして次のことについて伺いたいと思います。

壮瞥町は、27年度の事業として昭和新山地区観光活性化基礎調査委託事業、これを業者に委託し、3月中旬でしたか、報告書が上がってきているのを拝見いたしました。今回の報告書の内容を読ませていただきましたけれども、やはり地域活性化に向けた課題と活性化の方向性というのが書かれておりましたし、また昭和新山地区の現状と課題、観光客の入り込み数ですね、それにも触れていたし、また火山防災、これについても触れていたようです。けれども、やはりあそこへ行って一番ぱっと目につくのは商店街地区の衰退といえますか、これがもう一番、あの地区に行ったらすぐ一番目につくのです。そういう面で活性化に向けてはいろいろな課題があるのでないかなと思います。

そこで、私も約10年間、昭和新山地区で昭和新山や有珠山に来る来遊者ですね、これは特にバスツアーの方々を案内しております。ガイドをしておりますけれども、1年間で何十回か昭和新山地区を訪れるのですけれども、やはり今言いましたように商店街が年々寂れていくのでないかな。といいますのは、壊れたシャッターだとか、それから閉まっている店、そういうものが特にほかの地域と違って目に入ってきます。そこで、3月に報告書が提出されて既に5カ月が経過しようとしておりますけれども、この報告書ですね、多額の経費をかけて業者に委託して策定したのですけれども、今後この報告書をどのように生

かしていく考えか。

それから、もう一点、私はバスの問題を考えていたのですけれども、外国の観光客ですね、バスで来る人はいいのですけれども、温泉に泊まって、そして昭和新山に来るとなると、夏の間はたしか4往復ありますけれども、冬期間ゼロですよ。そういう面で、ぜひ冬期間のバスの運行について、これはお金がかかることかもしれませんが、バス業者と話し合いなどされて、ぜひ実現していただきたい。これは、私の考えばかりでなくて、地域の人もそのように話しております。そういう面です。

それから、もう一つ、やはり地域として解決しなければならないのは、外国の方は、例えば新山の入り口のところのホテルといいますか、宿泊所を使って歩いて新山に登る方が多いのです。けれども、どうしたわけか途中で歩道が切れているとか、そして今回その状況を見ていますと、歩道に草が生い茂ったのがかぶさっているような状況がありました。けれども、9月の10日と11日にツーデーマーチがあったため、道路の歩道にかかっている草はきちっと刈ってくれたのですけれども、やはり観光地としてのそういう歩道のあり方ですね、これはあそこは道道ですので、町ではどうすることもできませんけれども、そういう観光地としての体裁といいますか、そういうことも考えていくことが必要でないかなと考えておりますので、これはどこか頭の片隅に置いて、もしもそういう状況を見たら道路管理者のほうに申し出るなどして、やはり来てよかったという好印象の持てる観光地づくりをしていただきたいのと、そんなことを常日ごろ考えているものですから、今質問させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

佐藤議員からお話のありました昨年の委託事業につきまして、こちらの内容でございますが、まずおっしゃっておられました中心の商店街の土地あるいは建物の権利関係、その現在の状況、これをつぶさに調査するというのが第1の目的でございました。その中で想定はしておりましたが、かなり現在権利関係が複雑化しております、そういった状況を見まして、これからどういうアプローチをするかということは考えなければならない問題であります。さらに、道内全国の先進地などの例も調査いたしまして、こちらのほうも参考にしながら今後の対応策、あるいは活性化策を検討していかなければならないというふうに考えております。

具体的なその手法でございますが、現在昭和新山地区の皆さんが、特に自治会が母体になりまして、昭和新山活性化に向けた検討委員会を発足させております。もう既に数回の会議は行っておりますが、今月末にはワークショップを開催いたしまして、その問題点、課題点を整理しようという段階に来ております。こういった状況を町としてもバックアップしながら、その解決策あるいは活性化方向に向けて一緒になって検討していきたいと考えております。ただ、この検討につきましては、まだ始まったばかりでございますので、いずれ方向性が出てまいりまして、お話しできる段階になりましたらまたご報告いたしたいと思っております。

それから、2点目のご質問というか、ご要望でございますが、冬期のバスについては、先ほど申しましたように今年度も実証実験をする予定になっております。当然バスの運行事業者も一体となってやる事業ということになっておりますので、その成果を見ながら洞爺湖町と一体となって今後運行事業者に働きかけていきたいと考えております。

それから、3番目の歩道の部分でございますが、こちらにつきましてはもう長年道のほうに要望を上げている事項でございますが、なかなかこれも権利関係の中で解決が難しいという回答はいただいておりますが、これも引き続き要望していくとともに、またその環境美化、草刈り等の部分についても必要な時期を見て道のほうに要望していくということでやっていきたいと思っております。

以上です。

○松本議長 若干関連もあるのですが、昭和新山のことはいいです。

まずは、商工振興一般の負担金補助及び交付金にかかわりますが、これも地方創生で補正があって、厳密に言うと、27年でよろしいのですね、道の駅テークアウトコーナー検討事業補助金200万が計上されておまして、その道の駅情報館というか、道の駅にテークアウトコーナーを設けるような、そういう設置が必要だろうという考えに基づいて、町内参加を希望される方含めてテストマーケティングと申しますか、グルメマルシェの開催が多分それに当たると思うのですけれども、既に2回、ことしもやっております、それなりの盛況の成果を聞いておりますけれども、そこでいずれそのテークアウトコーナーとして具現化していくためには参加していただいた町内の方も含めてですけれども、整理をして、実際長期で、短期にすぐやめるのではなくて、長期と申しますか、ある程度の時間を割いて提供して来てくれるお客様にサービスを提供するという行為になりますので、ひいては情報館だけでなく、町全体の観光のイメージにも左右しかねない。うまくいけば評価も上がるでしょうしということも思いますけれども、ぜひそういった意味でうまくいくためにも、当然行政が主体となって整理をしていかなければいけないというのでありますが、その進め方、今後ですね。グルメマルシェ2回開催しました。参加、出店した業者さんもいらっしやいました。その反応も含めて、この次の手応えなりやる気なりどのようになって、それをどう整理されていくのかというのが1つであります。

もう一つは、商工振興ですが、中小企業対策、これは続けております住宅リフォームと商工業活性化の事業であります。それぞれ継続であります。住宅リフォームについては、これも地方創生の予算の絡みで27年度予算が26年度の補正でかぶったりしていますけれども、今年度、28年度も継続されています。27年度の資料を見せていただくと178万円それぞれ住宅リフォームされていますけれども、こういったニーズはたしかちょっと聞いた範囲では28年度も既に200いっぱいでしたか、リミットが。そのぐらいの応募があるようでもありますけれども、こういった傾向にあるのかということと、このニーズの方向、次なのですけれども、次年度以降も、29年度になりますけれども、進めていこうということになるのかどうか、その辺の考え方で。

もう一つは、商工業活性化です。これは、3年限定の予定だったかと思いますが、今年度が、28年度が最終年度になっています。これも資料を見ただけでは整理できませんけれども、一応担当課として事業の区切りでございますから、評価、検証を加えて、この次はどのようなのだというようなことを教えていただければと思います。

以上。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

まず、道の駅のテークアウトコーナーの検討について、議長のおっしゃられたとおり、昨年来からグルメマルシェのイベントを開催いたしまして、昨年1回、ことし2回で3回のテストイベントを終えたところでございます。この中で昨年は4店舗出店、ことしの6月が3店舗、ことしの8月が4店舗の出店ということでございまして、おおむね売り上げについては各店舗とも予想どおり、あるいは予想を大きく上回った店舗もありまして、非常に出店者については手応えを得ているという回答をいただいております。また同時にアンケート調査も行っておりまして、来客者の反応を見ますと、こういったテークアウトコーナーができれば壮瞥町あるいは壮瞥の道の駅に来る回数がふえるという回答が9割を超えておりまして、さらにそういった店舗ができれば道の駅の直売所のサムズでもさらに買い物がふえるという回答についても9割を超えているということで、非常に期待感が高まっておりますし、効果があるのではないかとこのところが見えてきているところでございます。

今後の展開についてですが、今月、実は来週になりますが、この出店者を集めて、まずこれまでの状況を整理いたしまして、それから次年度以降の展開、例えばこういった店舗を常設して、どれぐらいのペースで出店できるかとか、あるいはその根本には参加意思があるのかとか、そういう話をもう具体的に展開していく段階となっております。今月と来月に2回の会議を開きまして、その中で出店希望者、それから開催のペースについて具体的に絞ってまいりたいと思っております。町といたしましても、この事業につきましては道の駅の集客でありますとか、あるいは町全体の集客に十分貢献できる事業だと思っておりますので、出店者と協力しながらぜひ実現に向けて進めてまいりたいと思っております。

それから、2番目のご質問にお答えいたします。まず、リフォームの事業のほうでございますが、昨年は先ほどおっしゃられましたとおり、168万の助成額、10万円分が商工会への事務費の補助金でございますので、実際にリフォームをされた方への補助金が168万円ということで、件数にして21件ございました。それから、今年度につきましては9月の初めの段階で得た情報でございますが、13件で補助金ベースで124万円の事業申請があったということで、今後につきましてもまだ相談があるということで、これもまた昨年と同じぐらいの見込みされ、あるいはそれを超えてくるような実績になってくるのではないかと考えております。

今後でございますが、これは今年度で3年度目の事業でございまして、非常にご好評を得ているということもありますし、大もとであります商工業の活性化と、それから町民の

皆様の定住ですね、さらに引き続き壮瞥町に住んでいただくという、こういった事業に資するものと考えておりますので、こちらについては財源を確保しながら今後も進めていきたいと考えております。

それから、最後に商工業活性化補助金のほうでございますが、こちらのほうにつきましても実績ベースで今回が最後の3年間の最終年度ということになりまして、今年度におきましても予算額600万円に対しまして、現在申請のあったところで550万ということで、おおむね事業の量といたしましては確保できているという状況でございます。中身につきましては、ほぼ商業施設の改修、改築、増築といったものがメインになってきておりますが、こういった部分で新たな事業展開に資する部分ですとか、あるいはそこまでいかなくてもその事業を継続していくために必要な改修ということで、事業者の皆さんの経営安定化に対しては効果をあらわしているのではないかというふうに担当課としては考えているところであります。ただ、これは時限的に行っている補助事業ということでありまして、今年度が最終ということになります。次年度はまだちょっとわかりませんが、担当課といたしましては検証をしっかりして、あるいは商工会のほうから今後のニーズ等も確認しながら、その次々年度以降の検討を考えていきたいと考えております。

以上です。

○毛利委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 なければ、次に35ページ。

○森委員 私も観光費で、ここのそうべつ情報館運営事業の関係で次世代自動車充電インフラ維持管理、これは予算のときの説明でEV関係の電気料ですとか自動車連盟賦課金システムパケット通信料ですとかもろもろあったのですけれども、これの利用実績といいますか、たしかほとんどまだ次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金ということでおおむねは補助金で賄われるという認識はしておるのですが、その利用実績、それと設備についての利用する上での不便さはないかという部分についてお伺いしたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まず、EVの充電器のほうでございますが、利用実績になります。昨年の4月から設置いたしまして、ことしの7月末までの状況で144件の利用回数がありました。これを月によってやはり多い少ないはありまして、夏場が利用数が多くなっているということで、ことしの7月には25件の利用がありました。先ほど申し上げました144件の利用実績を月数で割り返しますと、月間9台の利用があるということでございます。

それで、もう一つご質問のあった不便さということでございますが、こちらは現在具体的な何かクレームですとか要望というのは上がっておりません。ただ、設置当初利用の仕方等でちょっとわかりづらいところがありまして、観光協会の対応とかが滞った部分もあったことはあるのですけれども、今現在は利用者のほうもなれてきたということでございまして、具体的な改善要望ですとかクレーム等が寄せられていないという状況でございます。

す。

以上です。

○松本議長 35 ページですが、8 節ですね、そうべつ情報館運営事業にかかわります委託料になりますが、展示等活性化基礎検討委託業務ということで 400 でしたか、500 でしたか、委託をして新たに情報館の展示内容をリニューアルしましょうということでありました。発注に際して仕様書があって、それを見させてもらいました。要するにこのような青写真と申しますか、こういうものがないのではないかといい成果品でいいのでしょうか、ついていましたので、それも拝見させて……ついていたのでなく、後から持ってきたのだ。結果的に見せていただきましたけれども、問題はそれをいつ実際の展示リニューアルするのですかということなのですけれども、まずはその時期ですね。

それと、一応こちらが仕様書を出して発注し、成果品をいただいて、その報告、それを精査というのか、役場なり、あるいは観光にかかわるもの、ないしはその当事者でこれをどう具現化していくかという、その辺の協議や評価や結論に導くという作業があると思うのですが、その辺はいつごろやられて、具体の事業実施は、これは地方創生の予算でいいと思うのですけれども、リニューアル工事は 1,100 万見えています、予算計上されていますから、そういったもろもろに反映していくのかとは思いますが、何が言いたいかと。時期もそうですけれども、いつ、誰がどのようにそれを検討して、委託はしたけれども、いただいたものをどのように自分なりにそれを理解し、こういう方向を導き出していくと、その作業はいつ、誰がどこでやるのでしょうかということです。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まず、リニューアルに対しての去年の委託事業の中で、まずどのような整理がされたかというところでございますが、これまで道の駅は平成 20 年ですか、リニューアルオープンしてから 8 年ほどたっているということで、特に観光情報スペースの部分が非常にいろんな情報が雑多に配置されていたり、なかなかルール化されていないポスターが無作為に張られていたりとか非常に整理されていないという状況があらわれてきて、そういったものをちゃんと整理して、観光客に見やすくわかりやすく、しかも見きれいな形にしていきたいというのがありまして、おっしゃるとおり地方創生のお金がありましたので、そのチャンスを生かしてコンサルに委託したということになります。

1 番と 2 番の質問が一緒になっている答えになるかと思いますが、その報告書をもとに、まずことしの 4 月から町の商工観光課と、それから観光協会、それから指定管理者のフレッシュプラザで何度か検討を重ねまして、具体的にどういうふうに整理していったらいいかということ、特にふだんお客さんと接している若い職員も含めて検討を進めてまいりました。それに基づきまして、検討結果に基づきまして、今現在は設計委託というのをかけているという状況でございます、その結果が今週末までの納期になっておりますので、もうでき上がる状況となっております。さらに、今後につきましては、大規模ではありませぬけれども、内装の壁面を塗ったりですとか、あるいはちょっとした特産品を飾るよう

な家具を製作したりですとか、あるいはわかりづらい、例えばトイレの誘導サインですとか、そういったものも刷新してわかりやすいものにするということで、そういったものを、工事的なものをこれから遅くとも 10 月中には発注したいと思っております。実際にリニューアルという時期につきましては、やはり冬期のお客さんが少ない時期に行いたいと考えておまして、特に影響の出るフレッシュプラザのほうと今調整を進めておりますが、1 月の中旬ぐらい、大体 4 日、5 日ぐらいを休業せざるを得ないかなという状況も今見えてきておりますので、そのころを目指してリニューアル化を図りたいということで進めております。

以上です。

○松本議長 具体の仕事の進め方については理解いたしました。

あわせて上と下がございますけれども、情報館の上の分野、商工観光の担当ではないかもしれませんけれども、その上の部分のいわゆる火山等の情報発信といえますか、この見直しも行うのかなというふうに勝手に理解をしていますが、例えばジオパーク関連で資料作成、これも地方創生でしていますよね。俯瞰した火口周辺の地形を模型化するのか、それを上で展示したりもしているのかわかりませんが、そういった上のほうは企画調整なのですか、総務なのですか、総務課が担当しているのかももしれませんけれども、突然聞きませけれども、上と下の連携なり特に必要ないのですか。あるいは、実際リニューアルする時期は一緒にしなければいけないとか、そういった協議等は特にないのですか。それが 1 つですけれども、いずれにしてもどちらもお金かかっていて投資されているので、興味あるところなのですが、ただ残念ながらと申しますか、決算審査、書類審査していて、先ほど言いました仕様書を提出して、予算執行の結果はわかるのです。いつごろ来たというのはわかりますが、お金の出入りだけ。ただ、どんなものが来てというのは全くわからなかったし、それは要求して見せていただきましたけれども、今ついでに聞いたのですけれども、それを誰がどこでどのような協議で最終的な発注にかけていくのかなということが 1 つ疑問だったわけですが、ついでに言わせていただくと全ての資料を議会に提出せよとは言いませんし、議会に報告義務ないわけではありますが、我々も例えばその決算の支出書だけで終わっていたらどんなことをリニューアルで考えて、仕様書を発注し、もらったのかというのは全くブラックボックスの中で 11 月に改修しますよという情報だけになったかもしれない、わかりませんが。そういう意味では、もっと早い段階でその経過なりの説明があってもいいのではないかと。翻って 7 月でしたか、経済常任委員会が所管事務調査で情報館に行きましたけれども、フレッシュプラザの担当の方、ないしは観光協会の専務理事とお話できましたけれども、今後どのようにしていくのかというのはそのとき資料があったかどうかは別としても、そんな協議もできなかったわけで、そういった意味では少し残念なのと、我々全てではないですし、また我々に協議されて全てが解決するわけでもないけれども、事前の情報提供と、意見を交換する場面があってもよかったのではないかと聞いていたのですが、ちょっと長くなりましたけれども、その辺の部分と、

ついでに上の部分ですか、もし回答いただければと思っています。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

情報館の2階の部分の火山の写真パネル展示とか、あとは岡田先生のところで所蔵されている資料整理の部分とかという形であれば総務課所管なのかなというふうに思っています。27年度の事業として、壮瞥町の衛星画像のシート、これは3メートル、3メートル一真っ角、かなり大きなものがございますけれども、そのシートを作成しております、それを情報館の2階の今言われている部分のスペースに置けないかどうかと。置くとする、多分シート自体に、例えば床面に置いてしまいますと、靴で例えば石を絡んでとかという形になれば、かなり傷がつくという形なので、それをクリアマットとか、そういうのを敷いてできないとか、作成はしているのですけれども、今後の活用の仕方として今岡田先生と検討しているところでございまして、またプラスアルファ有珠山周辺の赤色立体地図というのを作成しております。また、議員の皆さん見たかどうかというのもあるのですけれども、50インチのテレビも購入して、今映像を流させていただいていると。それとあわせて、クリアショーケースというのですか、ショーケースを購入してございます。その購入したクリアショーケースについては、どういう形の展示方法がいいかというのは今岡田先生と協議しながら今後活用していきたいなというふうに考えてございまして、いずれにしましても連携というお話、下と上との連携という話もあるのですが、明確にこうしましょうという協議をしているかというのと、やはり火山の部分に関しては岡田先生と総務課のほうである程度協議させて実施しているというところが今の現状としましてはそういう形になっているかというふうに思っています。

以上です。

○商工観光課長 ご指摘のとおり、今総務課長の答弁にもありましたとおり、具体的な総務課との協議というのには行っていなかったのですが、今後やはり関連してくるところもあるかと思しますので、適宜情報提供しながら進めていきたいと思っております。

さらに、委員の皆さんへのご説明というのが不足だったということはご指摘のとおりでございますので、今後気をつけて、折を見て情報をご提供していきたいと思っております。

以上です。

○松本議長 一番最後の部分は、別に議員絶対主義とか議員に情報がなければだめだという話ではないのです。そういう協議の場があってもいいのではないかと、そういうふうに聞こえたかもしれないけれども、そういうことですが、次答弁1人でいいですから、当然担当の専門分化されてやっているのはわかりますし、それぞれがそれぞれ肅々と真剣に着実にそれぞれの持ち分でやって大いに結構であります、足を運ぶ人は人間でいえば1人なわけで、2つの協議があるかもしれませんが、大体下が圧倒的に多いかもしれませんが。中には下と上、ほとんど行かない人もいるかもしれないけれども、基本的にどっちも行ってほしい。対外的な情報発信とすればセットで……セットって全て一緒という意味ではないですよ。どちらもこのように変わりましたというような外部に情報発信が可能な

ようにしていただきたいなど。どちらの興味ある方も関心を持ってもらったり、どっちもあわせて、あわせわざで誘引力になったり、そういったいわば売りのほうに、せっかく努力してお金かけて整理するのだから、そちらにつなげてほしいと。その辺の連携をうまくやっていたければ、ホームページでも報道を通してでも情報の部分、ジオパークの部分ですね、それからテークアウトだとか物を売る部分も、フレッシュプラザの部分も一緒にあわせわざで壮瞥の魅力が新しくなったぞというような情報発信につなげていただきたいということで期待、希望します。どちらか1人の答弁でいいです。

○商工観光課長 まさにおっしゃるとおりでございます。本当にタイミングをうまく合わせて一体的にPRできればPR効果は高いかと思しますので、今回は予算取りの関係ですとか双方の事業のペースの違いもありまして、うまくかみ合っていない部分もありますが、今後はそういう部分を意識して調整を図っていきたいと思います。

以上です。

○毛利委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次、36ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次、37ページ、ありませんか。

○松本議長 まず、1つ目が37ページでありますけれども、住宅建設費にかかわって子育て応援住宅整備事業、2節ですね。27年度で2年間の事業として終了いたしまして、3棟6戸の4棟8戸でしたか、3LDKで建てる。ママと考えた子育て応援住宅コティ、ネーミングも、それから中身も仕様も非常にユニークであったと思いますし、たくさんの応募があった。少なからず定住につながったというふうに評価いたしますけれども、そういった新たな試みで定住対策に資する住宅建設をしたわけですが、一度議会も、たしか入ったばかりの方に薫風というコーナーで感想なり聞かせていただいたことがあるのですけれども、非常に好評であったと。あれからちょっと時間もたっていますが、担当課としてはその事業を今どのように評価されて、仮にですが、またこの事業をするかどうかかなという話を要求もしませんが、こういった形で成功した。次につながる何かがないのかという期待も含めて思うのですが、同様のこともかもしれないし、あるいは建設の際に同僚議員からも議論があったように、18歳までという限定つきですから、それを超えた場合の、では出て行ってほかの町へ行ってしまったら人口減るではないかみたいな、それを引きとめる方策なり、入ったときから次も安心して壮瞥にいますよとか、ないしはもっと……もっとと言いませんね。次は定住につながって土地や建物の購入につながるような、そんな引き続き子育てに優しい町というふうなフレーズを使えるような政策なりを検討されてはいかがかと思うのですが、本当に抽象的で恐縮ですが、担当課としてその辺どのようにお考えか、あればお伺いしたいということです。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

担当課としての評価ということでございますが、入居されたのは町外から10件、人数でいうと35名、町内は4件14名ということで、町外からの入居者も多く、また1年間、全てではないのですけれども、最初にできたもので1年間経過したところの6戸につきましてアンケート調査も実施しています。ただ、3件がまだ集まっていなくて、3件だけの結果ではあるのですが、14項目につきまして、満足、やや満足、普通、やや不満、不満ということで5段階でアンケートをとっているのですけれども、その中で延べでいきますと満足、やや満足で回答があった項目については全体の76%、普通だったのが20%と、やや不満というのでは2件ありまして、日当たりが悪いということと、あと風呂が狭いということでは1件ずつ、やや不満ということで結果がありました。今回子育ての応援住宅を建てることによりまして、定住対策という部分では一定の効果はあったというふうに担当課では思っておりますし、アンケートの結果でも建てるときに子育ての世代の方との意見交換もしながら実際建てておりまして、入居された後のアンケートを見ても満足度が高いのかなというふうに評価をしております。

今後につきましては、今回14戸建設しましたが、住居の施設としては公営住宅もありますし、町が財産を持つということでは、そういう住居の施設として財産を持つということでは、公営住宅との兼ね合いといいますか、全体的なことも考えながら検討する必要はあるのかなというふうには思っているところでございます。あと退去後につきましては、ソフト事業の中で住宅の取得の支援ですとか、そういうソフトの制度はできてはいるのですが、実際では家を建てる土地が今までは民間レベルでの分譲ですとか、そういうものもありましたけれども、今実際町としてPRできるものというのは持っていないので、ソフト事業、せっかく制度としてあるわけですから、そういうのが使えるような土地の分譲ですとかができれば次に子育て住宅から次の定住に向けてはできるのかなというふうには今思っておりますが、ただ具体的な方策についてはまだ決まってはいません。現状では、今ある公営住宅に住みかえ、このまま壮瞥町に住む場合は住みかえになるのが現状でございます。今後退去後の永住についてはいろいろ検討するところはあるのかなというふうには思っております。

以上です。

○毛利委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○松本議長 同じページなのですけれども、教育のほうにかわりました。

教育委員会事業費で質問いたします。中身は、9月定例会でいただいた教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書、これは毎年この時期にいただいております。私が説明するまでもないのですが、法がかわって教育委員会に独自の視点から教育行政全

般を評価、検討、点検しなさいということで、教育委員会として、これは委員会さんですね、行政と別の組織としての委員会としての点検・評価を出して、これを住民に広く周知するということなのでしょうか。

これを読んでいったのでありますが、その中から1点、2点質問したいと思いますが、この点検・評価の仕組みを詳しく知らないのですけれども、一応内部評価をして、それで教育委員のほうで点検をする。次に、学識経験者として、うちの場合2人、元の校長先生がお二人ですけれども、なられておまして、その評価も加えるということで活字化になってありまして、その中でももう少し詳しく知りたいという点を1つ。これは、学力に関することの評価が1つに来まして、概略でいうと小学校6年生と中学3年生でしたか、平均よりは上ですよということがありました。それも結果的にそうなった影響としての教育力というのでしょうか、学校における教員の指導方法の工夫改善がよいのではないかという評価をされていると。その中で、指導方法工夫改善、加配教員、よく加配になったというのですが、教員のことだと思いますが、加配教員及び巡回指導員による若手教育者等の研修などが効果を生んだのだらう。もう一つは、校内研修コーディネーターによる若手教員の研修企画実施、校内研修の実施等を上げられているのです。教職員の中の研修の充実さだと思いますけれども、ここに出てくる、今言いました指導方法の工夫改善、加配教員、それから巡回指導教員ですね、もう一つは校内研修コーディネーター、この方たちの具体的なお仕事と申しますか、どのように教育現場とかかわって出しているのかということをもう少し詳しく聞きたいなと思った次第であります。

○毛利委員長 これより休憩に入ります。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます

まず、この点検・評価報告書、お配りしておりました報告書の中身に関しまして、ご質問のございました教職員の指導方法工夫改善の加配の部分の配置についてと巡回指導教員の部分、それと校内研修コーディネーター、この3種の活用についてご答弁申し上げます。

まず、教職員の加配措置とされる指導方法、工夫改善の加配につきましては、基本的には学習指導要領の部分からの観点に基づきまして、指導方法ですとか先生の指導体制、これらの改善を取り組む学校を加配の対象としているということで、現在については壮瞥小学校に加配されているところでございます。内容につきましては、子に応じた指導というところでございまして、そのクラスの例えば教科に応じてその児童によって習熟度、いわゆるわかっている、わかっている差がある、その部分に対して少人数指導という形で担任に同じ教室に入って、その習熟度別に分けて指導するというのが大きな内容になってまいります。こういうことが学力の向上に効果があるということで加配をいただい

るところでございます。

巡回指導教員につきましては、平成24年度から26年度までの3年間でこの教員の活用、巡回指導教員の活用をしてきたところございまして、内容につきましては壮警中学校の数学の先生が町内の小中学校の算数の指導、これを担任の先生と一緒に指導を行っている内容というところで、このほか教材の研究ですとか若手の教員への授業づくりの指導ですとか、その部分について学力の向上ですとか教員の資質の向上に指導いただいているということで、その3年間の成果が27年度の学力向上にもつながっているというふうに認識をしているところでございます。

続きまして、校内研修コーディネーターでございます。こちら基本的には10年未満の若い教員の方、町内でいきますと4名の先生が対象となっておりますが、その方につきまして指導教材の工夫ですとか、また校内で行われる研修の指導ですとか、そういうところで各学校それぞれ回って指導しているというところでございます。これにつきましては、校内にとどまらず、小中連携の部分においても非常に力を発揮していただいております、今後につきましてもこのような形での学力向上と教員の資質の向上についてこのような形で活用をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本議長 了解いたしました。

巡回指導教員は3年限定らしいので、ただ加配申請についても継続可能なのでしょうか。可能であれば、ぜひ継続いただきたいし、校内研修コーディネーター、先ほど言った教育識見者の一人として入っていますけれども、元久保中の校長先生ですよ……壮中、失礼しました。そういったすぐれたと申しますか、壮警を知っている方で教育に造形の深い方、ぜひ今後も継続してできるように行政側の教育委員会としてぜひそういった働きをいただきたいということをお願いして、次に壮警高校のことにもこの報告書で触れておりますが、1行だけありますけれども、学校施設等について移転も含め将来を見据えた方向性を見出す必要があると。微妙な表現ではありますが、日本語的にいうと移転も含めて検討せよと。その将来というのは、学校教育環境を考えたら古い校舎ではいかなものかということが前段であると思いますが、先日うちの総務常任委員会を開いたばかりでありますし、三役の方、それから担当課長、随分いらっしゃいましたけれども、その中で議論をしました。別に私は整理役でも何でもないのですけれども、今の現状で高校の移転、中学の統合等を整理すると、切り口によっては当然学校教育のこともありますけれども、あと校舎の再利用のこと、それから地域活性化のこと、あと予算絡みのこと、いろんな要素がありますから、どの切り口でも議論、切りないぐらいあるわけですけれども、当然今の段階では、というか今現時点で全てを自由に議論したらああなるということは予想されると思います。これは、仕方のないことでありますし、それをそれぞれが整理していく必要がある。我々も含めてですけれども。ただ、一方で教育の現場から、先ほど言いましたように教育委員会、行政と離れた単独機関として、独立機関として教育委員会がまとめられた点検・評価

の中で壮瞥高校に対して1行だけありますが、このように評価されています。聞きたいのは、行政の教育委員会サイドとして教育委員会内部の壮瞥高校の将来に対する、とりわけ学科変換をこうやって評価していますけれども、この何年間の動きと、さらに教育環境を考えたときの校舎のありようについて、その点についての、微妙かもしれませんが、捉え方と申しますか、教育委員会の考え方を代弁していただきたいと思うのです。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

高校の部分につきましては、計画の中でも地域農業科の特徴を生かした教育活動の推進という中身の中でその課題と方向性につきまして、1行ではございますが、学校施設等について移転も含め将来を見据えた方向性を見出すことが必要と考えるということで、この部分については示させていただいているところでございますが、教育委員会といたしましてはやはりその生徒が勉強できる、いろんな課外活動の全て、よい環境でできる環境をとことの中で今の老朽化した施設の中で行われておりますので、その環境改善というのがひとつ大きな部分であります。先ほど松本議員おっしゃられました施設の部分ですとか地域の活性化の部分、当然でございますけれども、基本的に教育委員会としてその移転も含めたということになりましたのは、その移転が望ましい判断をしたということなのかなということでもございますが、久保内地区においてやはり地域の皆さんが学校行事ですとか地域行事などで地域力という部分が非常に多くあるということもあり、それが教育につながって教育力を生かしているという、実践できる地域であるということもあわせて、その拠点、高校がある拠点としての役割を果たすのではないかとという部分。それと、施設においては、先ほど言いましたとおり老朽化もあり、また町の財政の面ですとか土地利用、現在の学校の建っている土地利用の部分ですとか、その辺も考えますと、より安全で安心な部分や基盤整備が必要ではないかということ。そして、地域の活性化というところにおいては、またその生徒が地域に入ること、定住人口の増加ですとか、そういう部分で地域の活力が上がるのではないかとという期待、そういうのもあってということで、このような点検・評価の中で示させていただいたわけでございますけれども、課題はやはりあるとは思いつつも、今説明したような理由から教育委員会のほうでこのような方向性の検討という形で記述をしているところでございます。

以上です。

○毛利委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 なければ、次38ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次、39ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次、40ページ。

○森委員 40ページ、保健体育費の保健体育総務費、その中の社会体育推進事業の旅費の

関係なのですが、これは 27 年度予算の説明の際にスポーツ推進委員道外視察研修の増ということで、プラス 25 万 8,000 円計上されました。これの目的と内容がどのようになっていたかという部分についてお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

この旅費の部分につきましては、スポーツ推進委員の視察ということで、日本サッカー協会が人材育成プログラムの中で全国展開をしております JF アカデミー、この部分での視察でございます。当町においてもスポーツ推進計画に基づきまして、スポーツを核として人と地域が輝くまちづくり、これを推進するということから情報収集と調査検討という形で 27 年度については 11 月に 4 日間ほど愛媛県の今治市のほうにスポーツ推進委員 1 名と教育委員会事務局職員 2 名の 3 名で視察をしてきたという内容でございます。これにつきましては、サッカー協会が人材育成するプログラムということで、東北以北というか、北海道にもない中で全国展開をするというような計画があるという情報があって、学校生活とアカデミーと両方使った、中学生がアカデミーに来て寄宿舎生活をして地元の中学校に通いながらそういうプログラムをこなしていくというところでのものが地域のスポーツ振興、地域振興につながるというところで広く壮瞥町としてこれがこのスポーツ推進計画に基づくまちづくり、これに寄与するのかどうかというところの検討するために視察を行ってきたものというところでございます。これについては、言うまでもなく地域でこれを支える力が必要というふうになりますので、今後もこの部分について壮瞥町全体としてどうなのかというところも継続をして検討をしていきたいというところでございます。

以上でございます。

○森委員 わかりました。JF アカデミーの情報収集と。

ただ、ちょっと違和感といいますか、町内では余りサッカーは盛んではないと。ですから、その中でアカデミーというサッカー関係の情報収集で行かれたということは、その辺何かもうちょっと深い意味合いがあるのかなという思いがありまして、その辺についても考え方、もしくは町内の社会体育の部分でどのようにその部分が反映されているのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、壮瞥町内にはサッカー場、正式な部分はないわけですが、近郊伊達市におきましてはサッカー等も盛んであり、正式なピッチもあるというところがございます。壮瞥町としては町内においてはそういう形での認識は各住民も含めないかもしれないのですが、このアカデミーがこの地域にあるということが、いわゆる定住人口の増加であるとか、先ほどから説明している本町の特色ある教育活動にとって非常に有益になるのではないとか、また選手、例えばそれを取り巻くコーチとか、そういう方々が現在行っている社会体育の町が行っているスポーツの振興について協力もいただける形にも考えられないとか、そういう部分も含めて広い意味で捉えた中で地域振興も含めてこういう施設の、

この地域に合った場合についての検討が必要ではないかというところで、視察に合わせてこの施設を見に行ったのと、あとは全国のスポーツ推進委員会の大会の研究協議会の中でもあった講演の中身も踏まえながら、この辺のサッカーを基軸として地域振興が図れないかというところでの部分でというのが全体的な意味でございます。ですので、単純に例えばこの地域に来て、それが今のちびっ子ですとか中学生、今いる中学生へのスポーツを通しての波及効果がサッカー以外でもそういうコーチなどから人材育成という部分においてプラスになるのではないかということでの検討ということで今後も進めていきたいと思っております。

○森委員 進め方、その考え方を検討されることについては大変いいことだと思っております。

それで、私実は 25 年の一般質問の際に公の施設の管理の方向性と機能強化等による地域振興対策という部分でちょっと質問させていただいたことがあって、実はその折、道立洞爺青少年自然の家ネイパル洞爺が廃止になったという、この廃止に伴って合宿研修施設として町内でも宿泊可能な公共施設の環境整備を進める考え方はないかということを実は申し上げておりました。私ども何回か壮警高校の移転という部分について、私実は反対の立場から、その辺の考え方というのは持っていて、そういう施設を例えば久保内中学校の校舎跡地に誘致できないかと。たまたま 27 年度の事業では J F アカデミーの施設を視察してきたということですから、そういう見地から本来であれば久保内中学校跡地の検討というのは教育内部で検討していただいて、その検討した結果を例えば議会のほうに報告するというのが筋のような気するのですが、校舎の検討については、例えば老人福祉施設ですとか病院等について検討したけれども、それはやはりいろいろな問題があつてうまくいかなかった。そのほかに検討されたという形跡がちょっと見られなかったものですから、その辺がなぜそうなったかという部分についてお伺いしたいと思います。

○教育長 教育委員会の事務局の中で、この視察結果をもとに検討を担当と事務局で行っているところで、確かに昨年 11 月に今治のほうに視察をしています。スポーツによる地域振興策として先駆的な取り組みであり、定住人口の確保、この効果も期待できますけれども、地域が運営主体であるとか初期投資経費の負担や運営の採算性などまだまだ十分な検討が必要であるということです。教育委員会の委員内部でも検討がなされていない段階であると。このような状況であるということで、今後も継続して検討していきたいということでご答弁とさせていただきます。

○佐藤委員 ちょうど真ん中にあります国際交流費について伺いたいと思います。

英語指導助手招聘事業についてでありますけれども、この事業は 1993 年、平成 5 年から取り組んで、制度化して今日に至っていることは皆さんご承知のとおりですけれども、この制度が発足といいますか、スタートしてから二十数年が経過しようとしておりますけれども、教育委員会はこの制度、事業についてどのように評価しているか、まずその点を最初に伺いたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

この英語指導助手招聘事業につきましては、これまで各小中学校、高校という中で英語の習熟力の向上ですとか英語に親しむ部分の中で各生徒児童に英語教育の部分につきまして非常に成果、効果が上がっているものというふうに評価をしているところでございます。この活用につきましては、毎週各学校へ派遣をしまして英語授業のサポートですとか、また社会教育事業全般の中で社会体育も含めてですが、サポートをお願いしているほか、フィンランド国派遣の事前研修などでも英会話等の指導を行っているということから、こういうのを通じてコミュニケーション能力ですとか自立心などもサポートを行った上でのフィンランド派遣につながり、成果を上げているのかなというふうに考えているところでございます。この活用においては、各学校もそうでございますけれども、現在は管内の高校、例えば室蘭市内の高校であるとか登別の高校であるとか、そこにも各管内の英語指導助手さんが招集といいますかお願いされて、高校での共同のそういう英語の指導事業にも参加をしているということでございますので、町民のみならず広域的な動きの中で貢献をしていただいておりますし、今後もこういう部分で多くの英語に触れる機会を設けていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤委員　私もこの指導助手制度については、やはりいつまでも長く取り組んでほしいなど。といいますのは、小学校の英語教育ですか、そういうことも導入されるでしょうし、そういう面からいってもやはり大切な位置づけでないかなと考えております。

そこで、ひとつきょうは別な問題で、この英語指導助手の報酬ですね、多いか少ないかはわかりませんが、私は、けれども、この報酬、各5年間見てみますと、平成24年度に報酬額がアップされました。けれども、その後5年間ずっと同じ金額が予算化され、また27年度の予算、決算を見ましても、そのとおり支出されているのです。といいますのは、この5年間同じ報酬で本当にいいのかなと。途中で採用するというか事業を進める、町にとってもいろいろな考えはあるかもしれませんが、多分町ではできるだけお金をかけないで事業を進めていきたいなという基本的な考えがあるかもしれませんが、例えば8月9日の日に地域づくり協力隊員の採用に絡んで補正予算が提案されました。そして、27年の年に募集要項があって、そのときに示された金額、それが今年度どの程度でということ質問したら、1年以内でアップされているのですね。そういうことから考えても、5年間そのままアップなしでいたのはどうなのかな。例えばこの間、町では各課で嘱託職員を採用していると思いますけれども、多分5年間のうちに単価が上がっているのではないかなと思うのです。そういうことから考えても、やはりこの点に配慮していくことも必要でないかな、そんなことも考えますので、答弁は上げますとか上げませんとかそういうことでなくて、もしも29年度の予算編成のときに、こんな意見もあったなということで考えていただければなと思って発言させていただきました。

以上です。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

まず、英語指導助手の報酬の部分につきましては、これまでもいわゆる国と他の市町村で行っているJETによる英語指導助手の派遣、それに基づいた中での人件費の積算ということでございますから、前回報酬として上がっているときもその基準がそういう形で上がったということに基づいてされているということで、現在もその基準を参考にしながら行っているということをご理解いただければというふうに考えておりますし、今後におきましてもさまざまな事業サポートのほか、社会教育事業で幅広くかかわっていただきたいなというところでございます。

以上でございます。

○企画調整課長 関連しまして補足説明でございますが、先ほどご質問の中で地域おこし協力隊の隊員の賃金が上がっているという話があったかと思うのですが、基本的に上がっておりませんで、ちょっと確認しますが、3種嘱託職員の賃金で支給しておりますので、それ自体の単価が変われば別なのですが、基本的に年数等を考慮して協力隊の隊員の上げ下げというのはやっておりませんので、一応ご確認をいただければと思います。

以上です。

○佐藤委員 私は、インターネットで募集要項、27年度のを見たときには、たしか17万6,500円……17万台の金額が示されていたのです。それで、9日の日の予算審議の中で28年度採用の職員はということでしたところ、18万何ぼという答弁あったと思うのです。それを今言ったのであって、そこでやはり若干上がっているような気したものですから、そういう発言をしたのですけれども、私の間違いかどうか。ちょっと今理解に苦しむのですけれども。

○毛利委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画調整課長 改めてご答弁をさせていただきます。

昨年の資料、今手元にございませんで、確認をしておりませんが、基本的に町の非常勤嘱託職員、ほかの事務職ですとか保育士ですとかいっぱいおりますけれども、その賃金に倣っておりますので、同じその3種の嘱託職員はちょっと今いるかどうかわかりませんが、基本的にその個人に合わせて賃金を上げているというのではなくて、町全体の嘱託職員の賃金制度の変化に合わせて単価を変えているということなので、ひょっとしたら賃金、結果的にことしに関しては上がっていたかもしれないが、ある程度、では能力がこれぐらいあるからとか何年経過したから上げたとか、そういった理由での賃金設定ではないということだけ補足をさせていただきます。

以上です。

○毛利委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 なければ、次 41 ページ。

○森委員 41 ページの給与費に関してお伺いしたいと思います。

27 年度予算の審議の際の説明で給与費のうちの通勤手当で 57 万 2,000 円が増加したということでの説明がございました。これについては、高校の教諭分ということで白老から通勤されている教諭がおられるということだったのですが、現状はどうなっているかという部分についてお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。この通勤手当の部分につきましては、壮瞥高校の先生ということもありまして、私のほうからご答弁申し上げます。

この教諭につきましては、平成 20 年 4 月から在籍をしております、配偶者の方が同じく白老町の高校のほうで教員をされているという関係と、あとお子さんがまだ小さかったということで、お互いに育児休業等を取りながら行っておりましたが、26 年 4 月から育児休業に伴って白老町に転出をされ、育児休業から復職をされた 27 年 4 月 1 日から生活の本拠地がそういう事情もありまして、白老町にありましたので、そこからの通勤という形になっていたところでございます。現在においては、本年の 3 月 31 日まで在籍をしております、現在は転勤をされて富良野市のほうの高校にご夫婦で行かれているということで、本年度についてはこのような通勤手当の支給は実態としてはございません。

以上でございます。

○毛利委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 なければ、42 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、一般会計歳入歳出決算全体について。

○松本議長 経常収支比率の推移について質問をいたします。

27 年度の決算の書類に収支があって、最終的に経常収支比率の数字が出てきているわけですけれども、全体で歳入は町税の伸びとかインバウンド分の観光によることも大きいと思います。それから、地方交付税の増額があった。人口減少等特別対策事業費が新設されたという説明もございました。そういったことがプラス要因であって、もう一つは支出の減額として公債費が平成 14 年度の過疎債事業が前年度で終了したということで大きく減っているというような要素によって収支がございまして、昨年度の 88.2%から 83.8%に下がったということであるようではありますが、そこで一般的に言われている都道府県で 80%、市町村で 75 ぐらいが目安ですよ、健全という意味で。それ以下を目指しましょうというようなことだと思いますが、本町の 83.8%、ちなみに 25 年度は 89%だったと思いますが、その辺の推移。ちなみに、監査委員の監査報告書にはこの先さらに下がることは難しいのではないかというような指摘もありましたけれども、担当課として、行政としてこの先をどのように見越していらっしゃるのかということをお教えいただければありがたい

と思います。

○税務財政課長　ご答弁申し上げます。

経常収支比率につきましては、議長おっしゃるとおり 26 年度 88.2%だったものが 27 年度で 83.8%ということで、こちらの資料にも書いてあるとおり歳入のほうで普通交付税が多く交付されたということと、歳出のほうでは公債費が 25 年度をピークに減ってきているということが大きな要因でこのような数字、4.4%よくなったものでございます。

今後の見通しにつきましては、28 年度は交付税が減っておりまして、27 年度との比較で 7,800 万円ほど減っております。そういうこともありまして、ただ公債費は 25 年度ピークでどんどん減っていますので、今も減り続けていますけれども、交付税が大幅に減ったこともありまして、28 年度はこの数字が悪くなるのではないかというふうに見込んでおります。29 年度以降も国の予算の概算といたしますか、まず初めに出された資料がありますけれども、それでも地方の交付税に対する予算は減るようですので、その後もやはり地方に交付される交付税も減ってくるということが考えられますので、経常収支比率につきましてはこの先も、まず交付税がそういうふうに減ってまいりますので、経常収支比率も今後どうなるかわかりませんが、悪くなる可能性のほうが高いのかなというふうには見込んでおられるところでございます。

○松本議長　以前に一般質問をしたことがございましたけれども、2 年前でしたか、そのときちょうど合併をしないと決めてから 10 年ということで、合併をしないと決めたときに知恵を絞った行財政運営プランというのがありましたが、それから翻って 10 年ということで、基本的には 10 年前から比べてシナリオよりはよろしかったのではないかと、余り最悪にはっていないのではないかとという結果ではありましたけれども、その大きな要因は地方交付税によるところがありますが、地方に優しい政権が続いていたという政権運営によるところが大きかったのではないかとというようなことも申し述べましたけれども、それは前段置いておきまして、さきの定例議会の議論の中にも、ないしは全員協議会等で建物の維持管理ないしは存廃、公共施設有効活用……済みません、正式な名称忘れましたが、そういったことをプロジェクトを組んで課長さんたちで将来像を描いたというようなこともございますが、財政的な裏づけも含めたそういう考え方が必要なのだろうと。一方で、まだまだ議論の緒についたばかりかもしれませんが、校舎の建てかえなのか改築なのかということもあるでしょうし、ないしは全くまだ白紙でしょうけれども、わかりますよね。子育て住宅、さっき話していましたが、そういった政策的なことも場合によっては出てくるかもしれませんが、そういった大型の投資的な費用もやみくもに年間何億なんていうことはないのしょうけれども、だからこそ財政との一体となった将来像というようなものを、やはりこれは公式か非公式かというとならぬ非公式になるのかもしれませんが、またその数字がひとり歩きするのも変な評判だったとか変なうわさになっても困りませんが、自分の家計を見据えたときにどんなことをやるかという、やはり 5 年後、10 年後、子供が子育てを含めてどれだけかかるか、将来の支出も含めた自分の収入との割

合も含めた絵というのを描くと思いますが、正確でないにしろそういった、むしろ試行的な描こうという思考、考え方というのが必要ではないかというふうに思っておりますが、そういう考え方について答弁いただければと思うのです。要するに財政と一体となった将来的な行財政の進め方といったものを示さないまでも検討する、協議をする、内部で議論を深めていくと、ないしは議会の意見も聞くなどということの考えがあるかどうかですね。あるかどうかという言い方は失礼ですね。どうでしょう、進めるべきだと思っておりますが。

○副町長 町の今後のありようといえますか、将来の姿についてのご質問ですので、私から答弁しますが、まさにさきの総務委員会でお話をさせていただきました内容も含めて、これからやらなければならないこと。例えば既にご承知だと思いますが、住宅のマスタープランなんかも当然まだ生きていますので、それに基づいての公営住宅の改修等々もこれから出てまいります。そういった中で、学校の関係の経費なども当然ありますので、議長ご指摘のとおり財政的な見地での考え方を示す機会がなければならないというふうに思っております。そういったことで、できるだけ早目にそういった方向性といえますか、考え方をまとめて議会のほうにもお話をさせていただきたいというふうに考えていますし、協議する場も設けていきたい。あるいは、10年以上前合併をしない町を選択したときの今後の行財政運営プランみたいなものを改めてつくらないと、見通しがなかなか厳しいのかなという部分もありますから、そういった観点で改めてそういったものをご提示する機会を設けて説明をしてまいりたいと。また、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○森委員 先ほど私、社会体育推進事業の旅費の関係でちょっと質問したのですが、3回超えてしまったので、あえて全般の中でお聞きしたいと思います。

私、先ほども言ったように、合宿の研修施設ですとか宿泊研修可能な公共施設の環境整備を進める考え方はないかということも25年にも一回質問していますし、さらには27年度事業で今治ですか、そちらのJFアカデミーのほうの情報収集にも行ったということでございますので、久保中の校舎跡地の検討項目にそういう合宿研修施設としての活用が可能かどうかという部分についてもぜひ検討していただきたいと思いますが、ご見解を伺いたいと思います。

○毛利委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時57分

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 私のほうからご答弁させていただきますが、さきの総務委員会で初めて議会のほうに学校の跡地の活用についての町側として現時点で考えているものという形でご提示をさせていただいたということで、今後議会、それから町民の方々、また学校関係者など

にご意見等を聞いて、最終的には来年の3月、今年度末をおおむねの目標としてその方向性を決定していきたいということでご説明をしております。ですから、ただいまいただいた意見は十分それを踏まえつつ、あわせて検討をしていきたいというところでありますので、ご承知いただければと思います。

○毛利委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 なければ、次国民健康保険特別会計歳入歳出決算全体について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、介護保険特別会計歳入歳出決算全体について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算全体について、ありませんか。

○佐藤委員 私は、一般会計でも質問したのですけれども、この決算書の使用料を見ますと、前年と今年度ほぼ同額が歳入未済額になっております。これが年数がたつとやはり不納欠損につながっていくのではないかと考えられますので、現在このような歳入未済額の方々にどのような取り組みといたしますか、どのような形で納入していただく方策を示しているか、その実態についてお話しいただければと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

収入未済額につきましては、現年分と滞納繰り越し分でそれぞれありますが、現在行っているのは年2回の督促状の送付と、あと計画収納に向けた誓約書を結んで、徴収は27年度は水道関係52回こちらから行って徴収をしてございます。ただ、滞納繰り越しの中には既に居所不明の方が13名おまして、金額も50万程度が徴収なかなかできない状況になってございます。今年度なのですが、税以外の債権の取り扱いに対する研修に水道の職員を一応派遣する予定にしておまして、実際今徴収業務のマニュアルというのですか、手順というものがちゃんとしたものというのを定めない中で今徴収事務していますので、今回研修に参加して、また近隣の自治体等も参考にさせてもらいながらマニュアルづくりをして徴収業務を強化するというのをことしの目標にしまして、今進めているところでございます。一旦不納欠損、既になかなか徴収できない方もいるものですから、不納欠損につきましても基準等を定めて適正に今後していきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○松本議長 簡水で1つありまして、それは久保内地区の管路の改修でありますけれども、平成27年度で調査いたしまして、その調査の結果によって減圧弁1カ所、増圧ポンプ1カ所を改修必要だという結論といたしますか、それを受けて28年度に1,900万の当初予算で

改善を行っていると思うのですが、その後耳にしたかもしれないけれども、改善されたというような朗報ないしは、また水漏れがあったというような聞きたくない情報、余り聞きませんけれども、その後の経緯、経過、現状をお伺いしたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

今議長おっしゃった水圧を下げる工事は、今やっているところで、一応工期 10 月末までで今整備をしているところです。10 月末にはなっているのですが、できるだけ早く工事のほう終われば、早く下げるような手続をとりたいというふうに思っておりますが、漏水の状況でいきますと去年とほぼ同じペースでことしも来ておまして、今回その工事が終われば件数は減少するのではないのかなということで今見込んでいるところでございます。

○松本議長 わかりました。

早い完成を希望いたしますが、もう一つ実は質問しようと思っておりましたが、ちょうど全員協議会で報告いただいたことだったのでありますが、そのとき資料だけ後でいただいたことなのですけれども、滝之町地区の水源調査について、その報告をしていただいたことだけでも、全員協議会であったのですけれども、その資料を見せてもらうだけでは私の理解、いまいちできなかつたので、できれば短目に、結果が一応民家といいますか、地域に影響を及ぼす可能性が極めて強いよというようなことで第 2 配水池に引っ張ってくるために水源から持ってくるところで、例の地盤が落ちている関蟠線のところでしたか、それが改善しなければいけないというようなことを斜め読みしただけなのですけれども、その辺もう少し、済みません、特別に教えていただければと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

建部の滝之町の第 1 水源につきましては、調査した結果、有効な場所というのが 2 カ所ありました。場所はあったのですが、ただ近くに今の水源があるということと、民家というか、個人で井戸をお持ちの方も数件あるということで、実際井戸にするには調査をして、調査結果、揚水試験ですとか季節ごとの水位の調査をして、問題がなければ井戸を掘ることになるのですが、その調査をする段階でのボーリングですとか揚水試験をするときに、もしかしたら今の使っている井戸、もしくは個人で使っている井戸にも水が濁るとか、そういう影響が出る可能性があるということが報告書の中で指摘をされております。その第 1 水源の水というのは滝之町地区をカバーしているのですが、滝之町地区カバーしているものにもう一つ、中学校の裏にあります第 2 配水池の水と、それと第 1 水源の水と、両方から滝之町の水を配水している状態なのですが、もし調査をして第 1 水源が濁るとか使えなくなったときは、中学校の裏の第 2 配水池からの水で滝之町を賄うことになります。ただ、全部が全部賄えるかどうかわからないので、もしかしたら給水制限とかそういうのがあるかもしれないのですが、第 2 配水池からの水をできるだけふやしておかないと影響が大きいということになります。その第 2 配水池に来ている水というのが蟠溪から議長今おっしゃった幸内の地すべりのあったところの管が第 2 配水池に来ていたのですが、地すべりの影響で今その管が使えなくて、同じく蟠溪から久保内、南久保内地区に行ってい

る管を途中経由して、途中まで管を共有して、途中から滝之町のほうに来ているのですけれども、その共有している部分があるので、滝之町の第2配水に水を多く入れると今度久保内、南久保内が足りなくなってしまうという状況なのです。ですので、その地すべりのところの管を戻すことによって、南久保内とか久保内地区に影響なく第2配水池の水が確保できる。その確保してからでないと、なかなか滝之町の新しい水源についてはリスクがありますので、調査自体ができない。水があるという調査は終わっているのですけれども、実際調査ボーリングすることが今できない状態にあるということで、今後滝之町第1水源の水位をもう少し見ながら、実際もう一個滝之町に水源をつくるときにはそれより前に今の地すべりの箇所に仮設にしろ何にしろ水を引っ張る必要があるという説明を前回全員協議会の中で説明させていただいたところでございます。

○毛利委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 次に、集落排水事業特別会計歳入歳出決算全体について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号 平成27年度壮警町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○毛利委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 平成27年度壮警町各会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○毛利委員長 これにて本特別委員会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

よって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時09分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員